

岸和田市地域防災計画

本編

(改定案)

改訂予定箇所を赤字下線で表記

令和5年 月

岸和田市防災会議

目次

第1編 総則編	1
序章 防災ビジョン	1
第1節 災害からの教訓	1
第2節 基本理念	2
第3節 施策の大綱	3
第4節 市民、事業者の責務	3
第1章 目的	6
第1節 計画の目的	6
第2節 計画の位置づけと構成	6
第2章 計画の運用	8
第1節 計画の修正	8
第2節 他の計画との関係	8
第3節 計画の習熟	8
第3章 計画の前提条件	9
第1節 市域の概況	9
第2節 被害想定	13
第1 地震被害の想定	13
第2 風水害等被害の想定	16
第4章 防災関係機関一覧	18
第2編 災害予防対策編	19
第1章 災害に強いまちづくり	19
第1節 都市の防災機能の強化	19
第2節 建築物の安全性の確保	24
第3節 南海トラフ地震による津波被害防止対策の推進	26
第4節 水害及び土砂災害予防対策	29
第5節 風害予防対策の推進	33
第6節 危険物等災害予防対策の推進	34
第2章 災害応急対策・復旧対策への備え	36
第1節 総合防災体制の整備	36

第2節	情報収集伝達体制の整備	39
第3節	消火・救助・救急体制の整備	41
第4節	応急医療体制の整備	43
第5節	緊急輸送体制の整備	45
第6節	避難収容体制の整備	47
第7節	緊急物資確保体制の整備	51
第8節	ライフライン確保体制の整備	52
第9節	交通確保体制の整備	54
第10節	帰宅困難者支援体制の整備	55
第11節	防災に関する調査研究の推進	56
第12節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	57
第3章	地域の防災力をつける	58
第1節	防災意識の高揚	58
第2節	自主防災活動	60
第3節	避難行動要支援者支援体制の整備	62
第4節	ボランティア環境の整備	65
第5節	企業防災の促進	66
第3編	災害応急対策編	67
第1章	活動体制の確立	67
第1節	配備体制	67
第2節	組織体制の立ち上げ	67
第3節	災害情報の収集・伝達	71
第4節	通信手段の確保	73
第5節	災害広報・広聴活動	74
第6節	広域的応援体制	75
第7節	災害緊急事態	76
第2章	初動期活動	77
第1節	津波対策	77
第2節	風水害及び土砂災害警戒活動	80
第3節	消火・救助・救急活動	81
第4節	医療救護	82
第5節	物資調達・輸送管理	83
第6節	交通輸送対策	84
第7節	応急避難	85

第8節	二次災害の防止	88
第9節	遺体対策	90
第10節	帰宅困難者・被災観光客対応	91
第3章	応急対策活動	92
第1節	災害救助法の適用	92
第2節	被災者の生活支援	93
第3節	応急仮設住宅等の確保	95
第4節	応急教育等対策	97
第5節	避難行動要支援者への支援	99
第6節	ボランティアの受け入れ	101
第7節	国内外からの支援の受け入れ	102
第8節	廃棄物処理対策	103
第9節	ライフラインの応急対策	105
第10節	農林水産関係の応急対策	107
第11節	災害警備	108
第4章	事故等災害応急対策	109
第1節	林野火災等応急対策	109
第2節	市街地災害応急対策	110
第3節	危険物等災害応急対策	111
第4節	危険物流出事故対策	112
第5節	航空機災害応急対策	113
第6節	その他特殊災害応急対策	114
第4編	災害復旧・復興対策編	115
第1章	災害復旧計画の作成	115
第1節	災害復旧事業の対象	115
第2節	事業実施に伴う府・国の財政援助等	116
第3節	激甚災害の指定	117
第2章	被災者等の生活再建支援	118
第1節	罹災証明の発行	118
第2節	災害弔慰金等の支給	119
第3節	災害援助資金等の貸与・被災者生活再建支援金の支給	120
第4節	税の減免及び徴収猶予	121
第5節	義援金品受け入れ等	122
第6節	住宅の確保	123

第7節 商工業関係支援	124
第8節 農林漁業関係支援	125
第9節 文化財対策	125
第3章 復興の基本方針	126
第1節 災害復興計画の策定と復興対策	126
付編：東海地震の警戒宣言に伴う対策	127
第1章 総則	127
第1節 目的	127
第2節 基本方針	127
第2章 東海地震注意情報が発令された時の措置	128
第3章 警戒宣言発令時の対応措置	129
第4章 警戒態勢	130
第5章 市民・事業所に対する広報	131

第1編 総則編

序章 防災ビジョン

第1節 災害からの教訓

1. 震災

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成8年3月に「安全なまちづくり懇談会」より、本市における防災上の観点からのまちづくりに関して「提言書」が示された。

本市におけるまちづくりは、この提言に従い、市民自らが防災機能を備えた安全性の高いまちをつくりあげるという意識を持ち、地域として市民相互が助け合い、支え合うコミュニティを育む等、市民が主体的に災害被害の軽減に取り組むとともに、行政と連携・協力して安全性の高い、ゆとりやうるおいが感じられる快適な都市空間の創出をめざす必要がある。

また、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、近年の災害の状況を教訓としつつ、一層の対策の充実強化を図っていくこととする。

2. 風水害

台風に伴う豪雨等によって河川の破堤、土砂崩れ等が発生し、死傷者につながる場合もあり、その原因として、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の発令の遅れや高齢者の逃げ遅れ等の指摘がある。

本市は、『大雨災害』に備えた避難行動・対策について」（平成22年10月 大阪府危機管理室・河川室）を踏まえて、地域の特性に応じた避難体制を整備するとともに、避難行動要支援者の安否確認体制及び避難支援体制の構築を進めていく。また、豪雨が降り続く状況下では、防災行政無線や広報車での避難指示等の伝達は市民に届きにくいいため、自主防災組織、自治会組織等と連携して個別伝達を図ることを重視する。

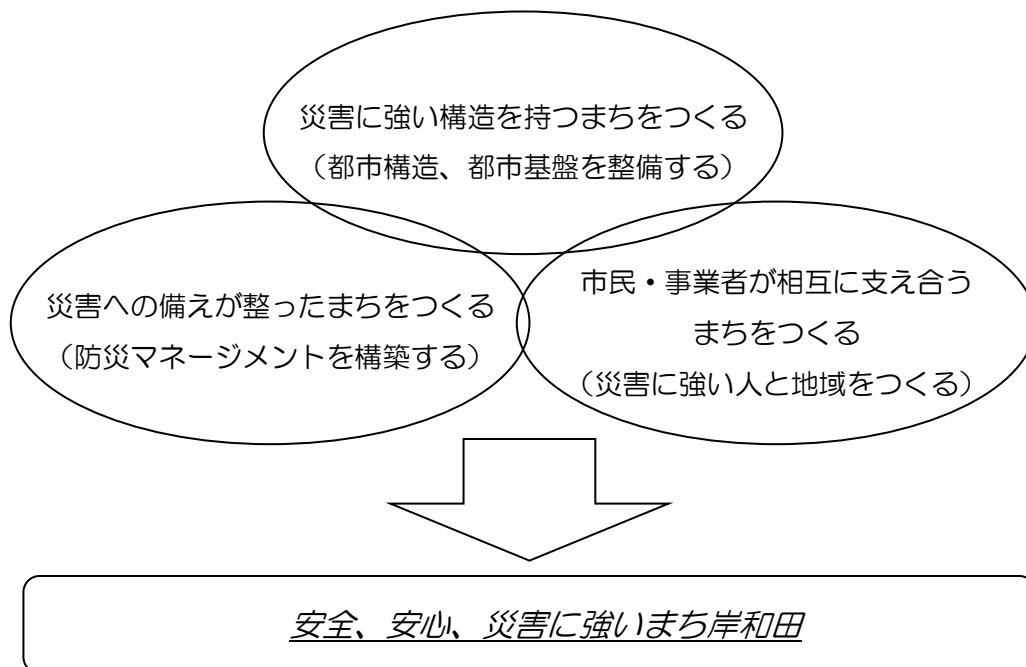
3. 津波

東日本大震災では想定外とされる大津波による甚大な被害が発生した。それを教訓として、災害の発生を完全に防ぐことは不可能なことであることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

自然災害対策としては、防御施設等の整備によるハード対策で人命・財産を守ることに加えて、ハード対策の水準を上回るような最大クラス of 自然現象にあつては、市民の生命を守ることを最優先として、避難対策や市民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせる多重防御で対応する。

第2節 基本理念

市民・事業者・行政が災害に対する共通の認識を持ち、災害に強いまちづくりを連携と役割分担のもとに進めていくため、次の理念を設定する。



第3節 施策の大綱

1. 災害に強い構造を持つまち

災害から市民生活や都市活動を守るために、自然との共生を図りながら快適な都市づくりを進め、未然に災害を防止するとともに、被災時においても迅速に復旧し、被害を軽減することができるまちづくりを進めることが重要である。このため、被害を最小限にとどめる強固さと柔軟な都市構造を実現する都市基盤の整備・充実を図り、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

2. 災害への備えが整ったまち

平常時から、防災知識の普及や防災訓練の実施に努めるとともに、補完性・代替性のある情報ネットワークの形成や、広域的な応援体制、緊急医療の協力体制等についても検討し、体制の確立や充実を進める。また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

なお、災害応急段階では迅速かつ円滑な対応が重要となるため、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行い、被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集により被害規模を可能な限り早期に把握する。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に人材・物資等災害応急対策に必要な資源の適切な配分を図る。

3. 市民・事業者が相互に支え合うまち

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で地域防災力の向上に努めていく必要がある。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時から、地域の連帯感を育むコミュニティ活動の活性化や、ボランティア等と連携したバリアフリーのまちづくりを推進し、災害時においても、市民及び事業者が相互に助け合い、支え合って、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という風土の醸成を図る。このため、防災意識の啓発や自主防災組織の育成に努め、市民や事業者の防災に対する自主的な取り組みを促進する。

第4節 市民、事業者の責務

1. 市民の責務

自助、共助の理念に基づき、市民は、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力を努めなければならない。

(1) 災害等の知識の習得

- ・ 防災訓練や防災講習等への参加
- ・ 地域の地形、危険場所等の確認
- ・ 過去の災害から得られた教訓の伝承

(2) 災害への備え

- ・家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止
- ・避難場所、避難経路の確認
- ・家族との安否確認方法の確認
- ・最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- ・災害時に必要な情報の入手方法の確認

(3) 地域防災活動への協力等

- ・地域の防災活動等への積極的な参加
- ・初期消火、救出救護活動への協力
- ・避難行動要支援者への支援
- ・地域住民による避難所の自主的運営
- ・国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

2. 事業者の責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。

(1) 災害等の知識の習得

- ・従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- ・地域の地形、危険場所等の確認

(2) 災害への備え

- ・事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- ・事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止
- ・避難場所、避難経路の確認
- ・従業員及び利用者等の安全確保
- ・従業員の安否確認方法の確認
- ・最低3日分の生活必需品等の備蓄

(3) 出勤及び帰宅困難者への対応

- ・発災時のむやみな移動開始の抑制
- ・出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- ・外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- ・災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

(4) 地域防災活動への協力等

- ・ 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- ・ 初期消火、救出救護活動への協力
- ・ 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

3. ボランティアやNPO等多様な機関との連携

住民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

第1章 目的

第1節 計画の目的

岸和田市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定により、岸和田市防災会議が定める計画であって、災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減するための市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、市民の積極的な防災への参加により目的実現を促進するものとする。

第2節 計画の位置づけと構成

この計画は、市域に係る防災に関する総合的かつ基本的な計画であると位置付け、以下の通り5編構成とする。

1. 第1編 総則編

本計画の目的、方針等計画の基本事項を定める。

2. 第2編 災害予防対策編

災害による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための措置について定める。

3. 第3編 災害応急対策編

災害発生直後から応急復旧に至る人命救助等の活動、その後の被災者の生活確保等、主として市災害対策本部及び関係機関がとるべき活動内容、措置等について定める。

4. 第4編 災害復旧・復興対策編

災害発生後における市民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について定める。また、林野火災、市街地災害、危険物等災害や大規模交通災害等の突発重大事故をはじめ、不測の災害に対応するため、市及び関係機関の活動内容を定める。

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

東海地震の東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合に、市がとるべき措置について定める。

5. 第5編 資料編

総則編

表 1-1 計画の構成

岸和田市地域防災計画	
第 1 編 総則編	災害対策基本法で規定している項目
序章 防災ビジョン	
第 1 章 目的	
第 2 章 計画の運用	
第 3 章 計画の前提条件	
第 4 章 防災関係機関一覧	
第 2 編 災害予防対策編	
第 1 章 災害に強いまちづくり	
第 2 章 災害応急対策・復旧対策への備え	
第 3 章 地域の防災力をつける	
第 3 編 災害応急対策編	災害対策基本法で規定している項目
第 1 章 活動体制の確立	
第 2 章 初動期活動	
第 3 章 応急対策活動	
第 4 章 事故等災害応急対策	
第 4 編 災害復旧・復興対策編	
第 1 章 災害復旧計画の作成	
第 2 章 被災者等の生活再建支援	
第 3 章 復興の基本方針	
付編 東海地震の警戒宣言に伴う対策	
第 1 章 総則	
第 2 章 東海地震注意情報が発令された時の措置	
第 3 章 警戒宣言発令時の対応措置	
第 4 章 警戒態勢	
第 5 章 市民・事業所に対する広報	
第 5 編 資料編	
マニュアル編	
資料編	
様式編	
法令・関係計画編	

第2章 計画の運用

第1節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、岸和田市防災会議に諮り修正するものとする。また、計画策定への高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

第2節 他の計画との関係

この計画は、本市域に係る災害対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長又は指定公共機関等が作成する防災業務計画、大阪府地域防災計画等、他の計画との整合を図る。また、この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき府知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の習熟

本市各部局及び関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から研究、訓練等の方法により、この計画の習熟に努め、また、本計画を市民の防災活動の指針として機能させるべく、市民への周知を図るため広報啓発活動を進める。

計画の習熟に関わって、本計画作成では各部局からの職員参加を得て、担当する災害対策本部の事務分掌にかかわるマニュアルづくりのための職員ワークショップを実施した。その成果を本計画に盛り込むとともに、今後さらに検討を加え、マニュアル並びに計画を更新していく。

第3章 計画の前提条件

第1節 市域の概況

1. 社会的条件

(1)人口

本市の人口は、190,658人（令和2年国勢調査）で、これまでの増加傾向は、近年になって微減の傾向となっている。人口密度は2,622人/k㎡であるが、海側の市街部に人口が集中している。

(2)土地利用

市域は、市域を縦断する主な3つの河川（牛滝川、春木川、津田川）がつくりだす帯状に形成された土地利用の特性から、臨海区域、都市区域、田園区域、山間区域の4つの区域に区分することができる。

主として、臨海区域（概ね海岸線～大阪臨海線沿線）は工業・流通・港湾業務地域として、都市区域（概ね大阪臨海線沿線～包近流木線沿道）は住宅と商業・工業等の混在地域として、田園区域（概ね包近流木線沿道～阪和自動車道沿道）は住宅と農業地域として、山間区域（概ね阪和自動車道沿道～和歌山県境）は森林地域として利用されている。

(3)防災に係る地域指定等

防災に係る主な地域指定等は以下の通りである。

①東南海・南海地震防災対策推進地域

本市は、東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条の規定に基づき、平成15年12月より東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されている。その後同法は、平成25年11月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正された。本市は、南海トラフ地震が発生した場合、著しい被害が生ずるおそれがあるため、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

②津波警戒区域

平成23年12月に成立した「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」によって、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」に基づき、都道府県知事は、津波が発生した場合に特に人的災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域（津波災害警戒区域）を指定することができる。今後本市においてもその指定への対応を進める必要がある。

③洪水に係る区域

大雨による河川・水路の氾濫については、地域への影響の大きい府管理河川の「牛滝川」「春木川」「津田川」の浸水想定区域が府により指定、公表されており、市は浸水想定区域をハザードマップとして市民に公表している。ため池については、府より公共に及ぼす影響の程度を考慮して、水防ため池が定められている。

④土砂災害に係る区域

大雨による土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂被害については、大阪府都市整備部が所管する、「土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、及び地すべり危険箇所）」において、土砂災害が発生した場合に土砂被害を受ける範囲を想定した土砂災害（特別）警戒区域が府より指定されて

いる。また、大阪府環境農林水産部が所管する、「山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区）」において、土砂災害（特別）警戒区域と同様な対策を講ずる必要がある。

⑤高潮浸水想定区域

平成 27 年の水防法改正により、円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域を都道府県知事が指定・公表する制度が創設された。市は、高潮浸水想定区域を高潮ハザードマップとして公表している。

2. 自然的環境

(1)位置、面積、地勢

本市は、面積 72.72 k m²、東西 10.4 k m、南北 17.0 k m の広がりをもつ。また、西は大阪湾に臨み、西南部は貝塚市、北部は泉北郡忠岡町、東部は和泉市、南部は和泉山脈で和歌山県と接している。

【岸和田市の面積・地勢】

面積 72.72 k m²

地勢	位置	(東経) 135° 22' <u>15</u> "	(北緯) 34° 27' 38"
	範囲	(東西) <u>10.4</u> k m	(南北) <u>17.0</u> k m
	海拔	(最高) <u>866.9</u> m	(最低) 0.0m

資料：岸和田市統計情報（令和 3 年 10 月 21 日）

(2)地 形

本市の地形は、南東から北西方向にかけて、和泉山地、丘陵、台地、低地に区分される。このうち丘陵は、標高 200m から数 10m の丘陵面をなし、本市域及びその周辺では、津田川、春木川、牛滝川等の河川により、分割されている。段丘は、高位・中位・低地の各段丘堆積層により構成されており、段丘堆積層は、河川沿いの河岸段丘、扇状地段丘、丘陵前縁部の台地、海岸沿いの海岸段丘等を形成している。低地は沖積層で形成され、河川沿いの氾濫原や海岸沿いの低地に小規模に分布する。

(3)地質構造

本市の地質は、地質分類に従って概ね以下のように区分される。

ア 基盤岩類

基盤岩類は、和泉山地に分布し、領家花崗岩類、泉南流紋岩類及び和泉層群からなる。

イ 大阪層群

泉南・泉北地域の大阪層群は、下位から河・湖成層で形成される泉南累層、河・湖成層を主として上部に海成粘土層を伴っている国分累層、河・湖成層と海成粘土層で構成され、上部で砂礫が卓越する泉北累層に区分される。

ウ 段丘堆積層

高位段丘層は、河成の砂礫を主とする地層で、丘陵部では海成層を伴わず大阪層群を不整合に覆っている。

中位段丘堆積層は、河岸段丘、扇状地性段丘として海岸沿いの台地・段丘の分布し、そのほとんどが河成の堆積層で構成される。

低位段丘堆積層は、河成の砂礫層から構成され、河川下流部にやや広い分布を示す。

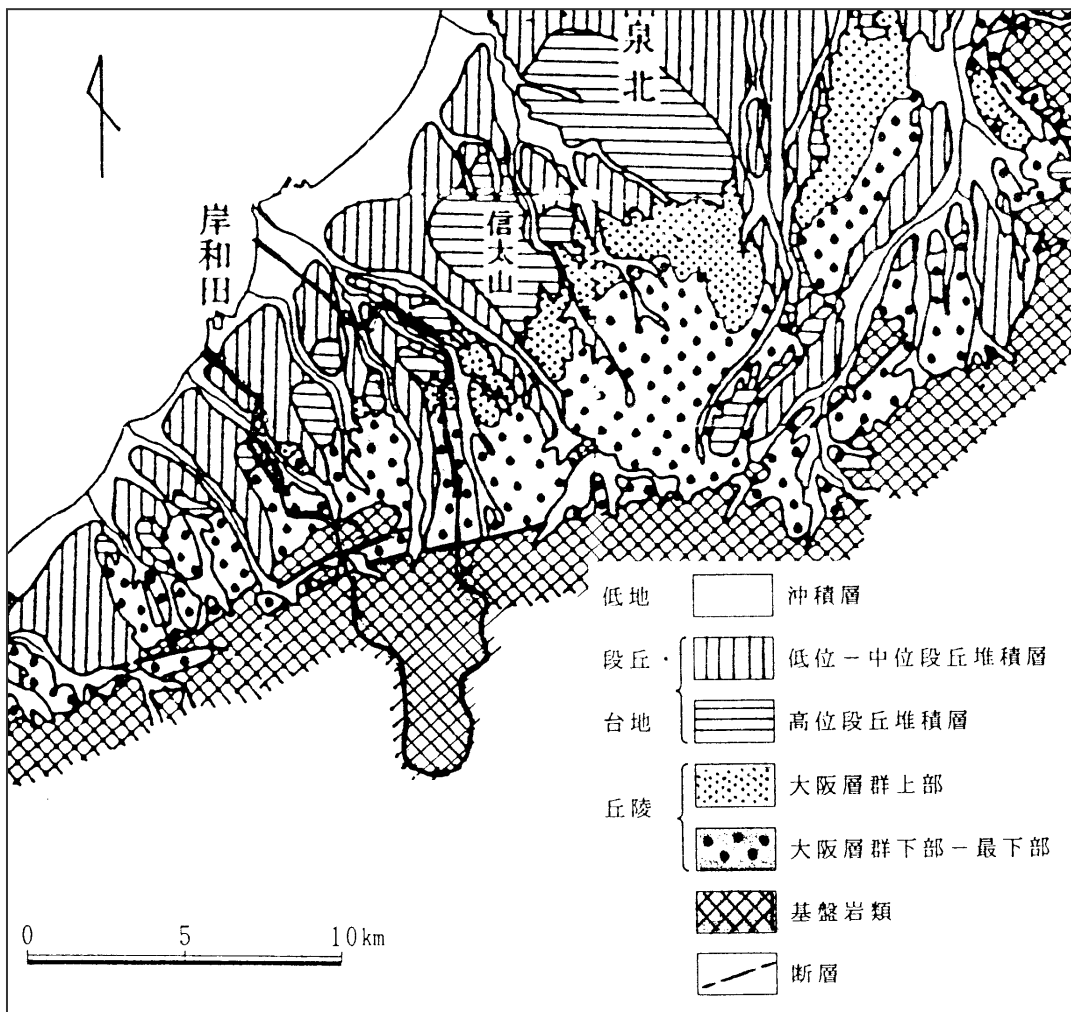
エ 沖積層

沖積層は、大阪平野や河内平野に厚く堆積しており、「難波累層」と呼ばれる。

泉州地域の沖積層は、その層厚が一般に 10m以下で、海成層を伴う沖積層は海岸沿いにのみ分布し、内陸部の沖積層は、河川沿いに分布する河川氾濫堆積物である。

沿岸部の沖積層は、厚さ 10m以下の砂質堆積物からなり、沖積層の下位には低位段丘堆積層から大阪層群下部にわたる種々の地層が発達し、褶曲構造によって各層の伏在深度が変化するとともに、岩層の側方変化が著しい。

図 3-1 岸和田市及びその周辺地域の地形・地質



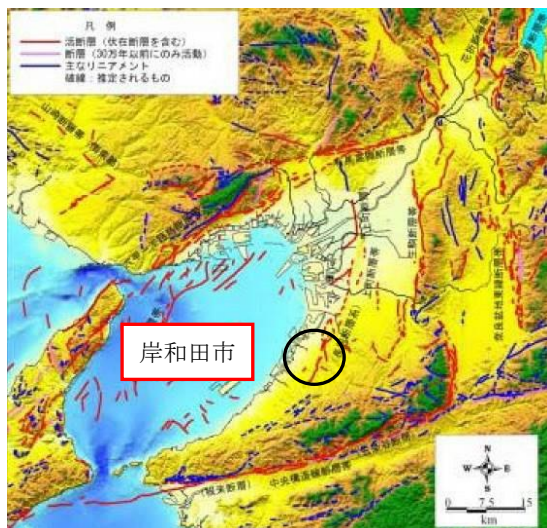
(4)断層

大阪府を取巻く主な活断層としては、上町断層、生駒断層、有馬高槻構造線、及び中央構造線等がある。そのうち、本市に関連する活断層としては、上町断層帯の一部（久米田池断層）等がある。

○久米田池断層（2B）

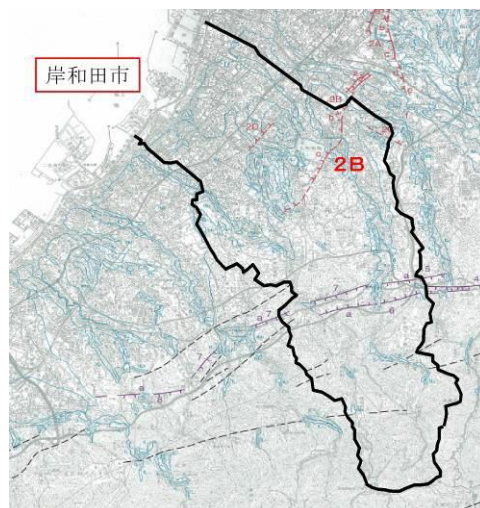
上町断層帯は、豊中市の佛念寺山断層から大阪市を経て岸和田市の久米田池付近まで続く総延長約42kmの断層帯で、久米田池断層はその一部とされている。

図3-2 大阪府を取巻く活断層



（『近畿の活断層』〔岡田・東郷編 2000〕）

図3-3 本市の主な活断層



（『近畿の活断層』〔岡田・東郷編 2000〕）

図3-4 南海トラフ



（『大阪府自然災害総合防災対策検討報告書』大阪府、平成19年3月）

(5) 気 象

本市の気候は瀬戸内式気候に属し、年平均気温は16℃前後で、最高気温は38.5℃、最低気温は-4.5℃が記録されている。年間総降水量は、平均1,100mm～1,200mm程度で、最大降水量は1,702.2mm、最小降水量は633.5mmである。降水量については、6月下旬の梅雨及び台風期を含む秋雨期に集中する傾向がある。

第2節 被害想定

第1 地震被害の想定

1. 大阪府による被害想定

大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成 25 年度）における検討結果及び、大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成 19 年 3 月）によると、本市に大きな影響を与える地震は、南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震、及び中央構造線断層帯地震である。

その被害想定は以下の表の通りである。

表 3-1 岸和田市における被害の想定（府実施）

項目		想定地震	南海トラフ 巨大地震	上町断層帯 地震	中央構造線 断層帯地震
地震の規模	マグニチュード		9.0（津波 9.1）	7.5～7.8	7.7～8.1
	震 度		5 強～6 弱	4～7	3～7
建物被害計	全壊棟数		1,050 棟	17,152 棟	2,727 棟
	半壊棟数		7,211 棟	12,998 棟	4,690 棟
建物被害計			8,261 棟	30,150 棟	7,417 棟
出火件数			5 件	18 件	2 件
死 者			1,911 人	362 人	13 人
負 傷 者			3,106 人	2,256 人	1,426 人
罹 災 者 数			33,386 人	98,411 人	24,028 人
避難所生活者数			22,165 人	28,540 人	6,969 人
停 電			64,991 軒	21,204 軒	3,871 軒
ガス供給停止			2.8 千戸	53 千戸	0 千戸
水道断水			19.8 万人	18.5 万人	7.5 万人
電話不通			40,992 回線	30,740 加入者	4,099 加入者

※中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁－和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

※上町断層帯地震、中央構造線断層帯地震は、

（「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」平成 19 年 3 月）による

※南海トラフ巨大地震は、「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」平成 25 年 10 月 30 日建物・人的被害、平成 26 年 1 月 24 日経済被害資料）による。なお、死者、負傷者は死者被害が最大となる冬 12 時、避難率低ケースを集計している。

2. 地震・津波ハザードマップ

本市に影響を与える可能性のある地震（上町断層帯地震、中央構造線断層帯地震、南海トラフ巨大地震）について、市域でどの程度の揺れがあるか、またどの程度の被害があるかを想定したマップを作成・公開している。市域では市街地が広がる都市区域等において、大きな揺れ、被害が想定されている。

地震と合わせて津波の被害について、大阪府による南海トラフ巨大地震の想定に基づき、その予想浸水範囲、避難場所及び避難路をまとめて津波防災ハザードマップとして作成・公開している。市域では、南海線より海側に、主に予想浸水範囲が広がっている。

図3-5 地震ハザードマップ

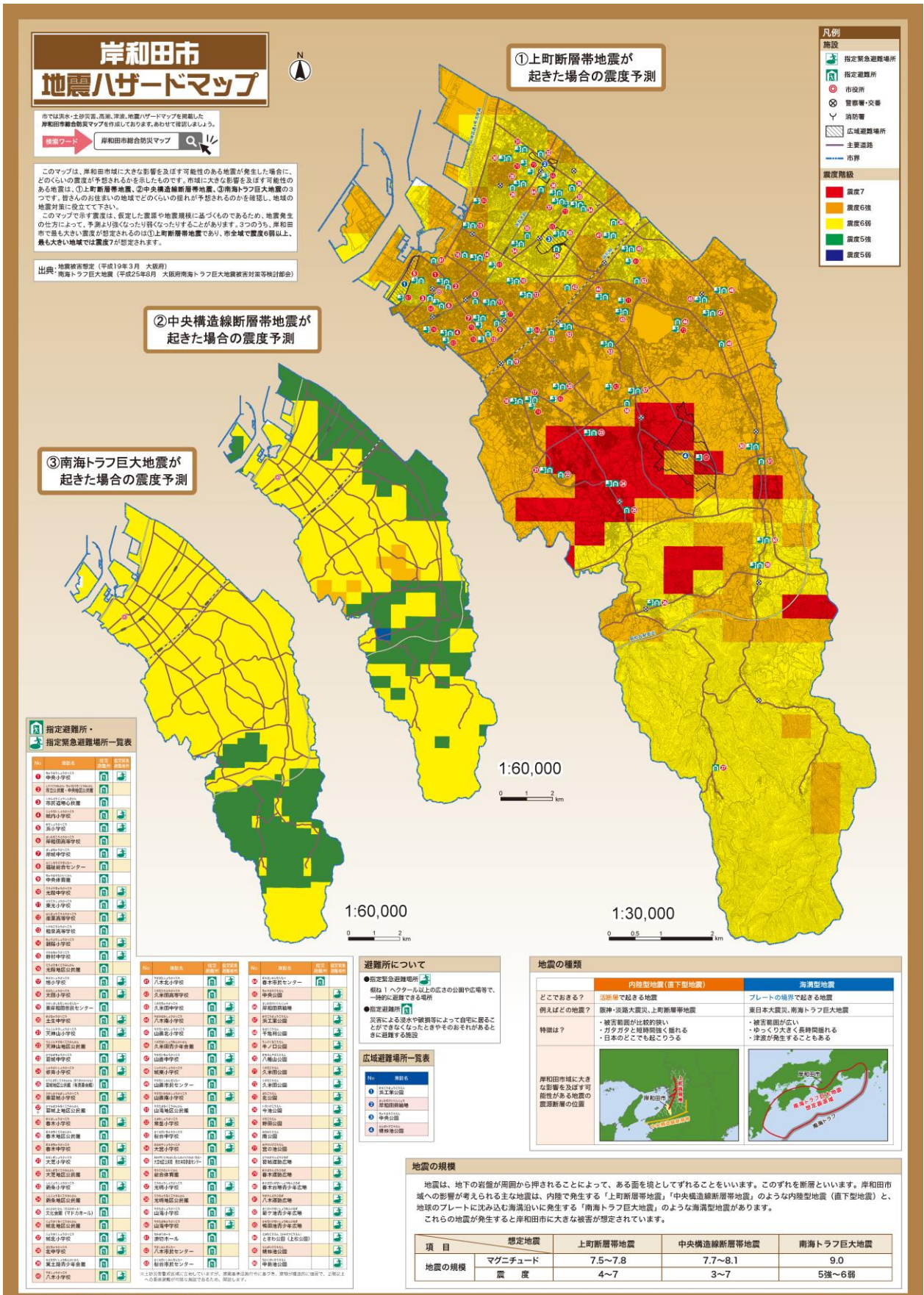
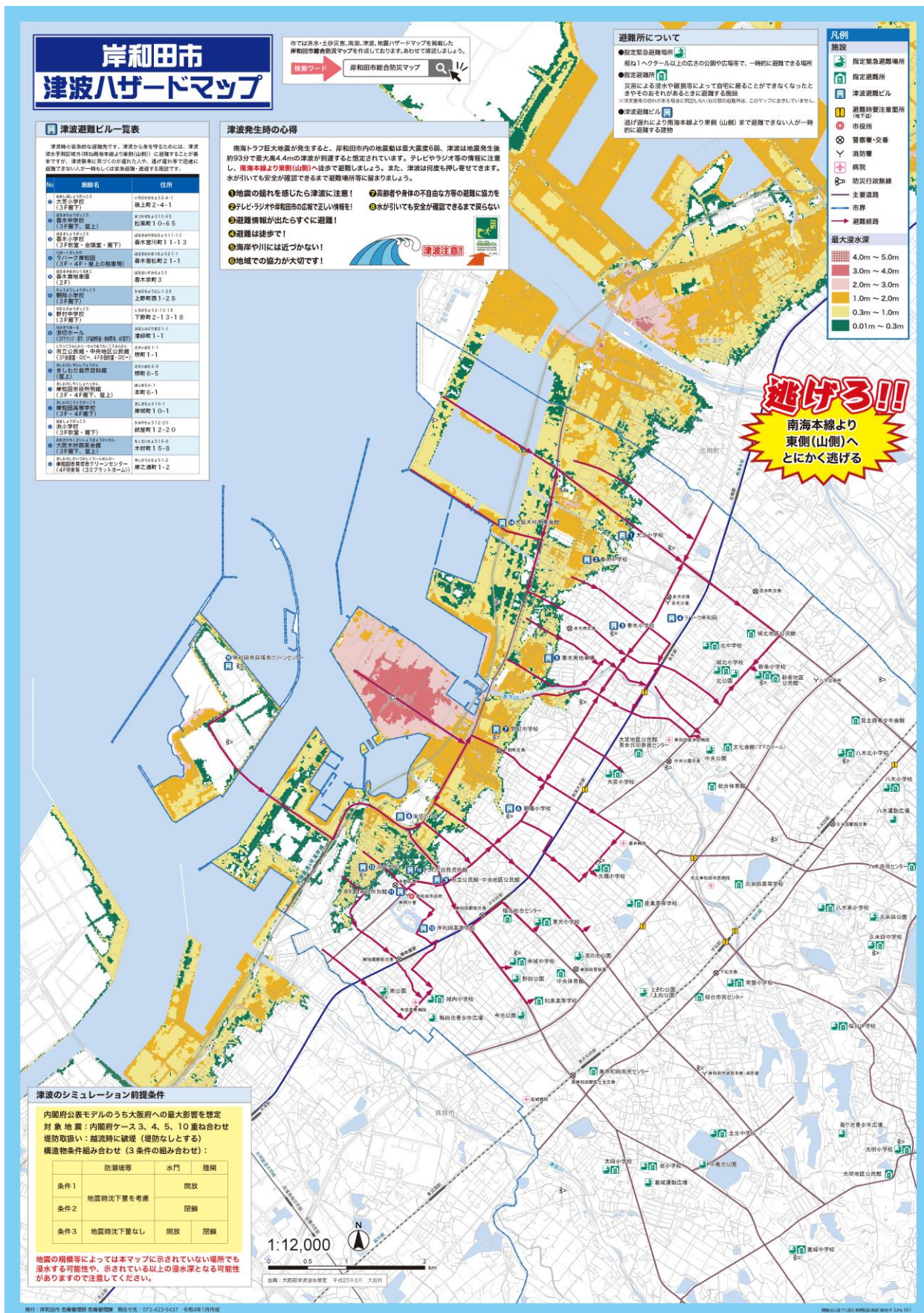


図3-6 津波ハザードマップ

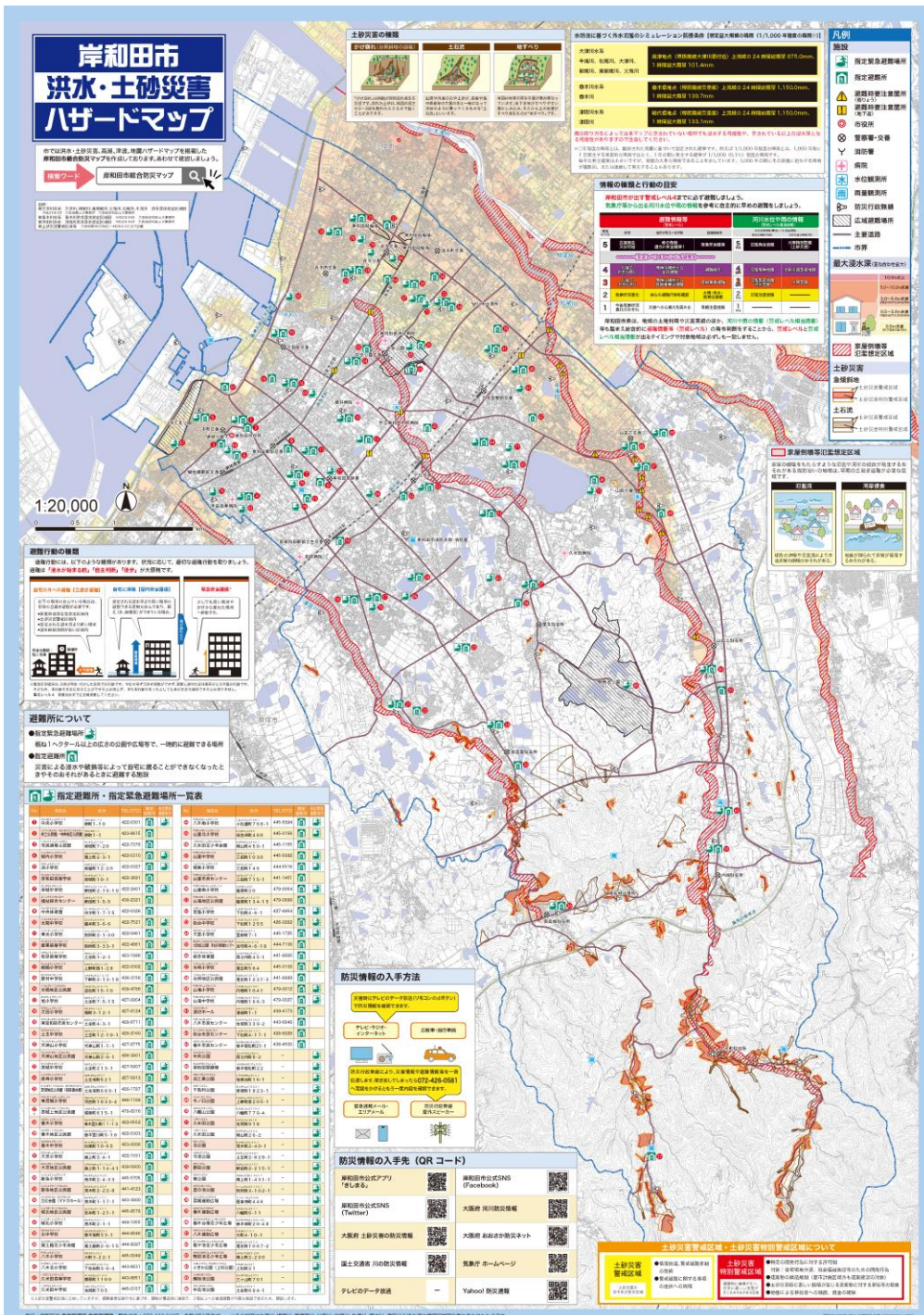


第2 風水害等被害の想定

○洪水・土砂災害ハザードマップ

これまで年超過確率 1/10~1/200 の降雨を想定していたが、想定最大規模降雨（年超過確率 1/1,000 以上）を想定の上牛滝川、春木川、津田川の浸水想定区域を表示し、河川の堤防が壊れた場合や堤防を越えて水が溢れたりした場合の浸水の程度（浸水想定区域）や避難所等をまとめて、作成・公表している。各流域において、浸水被害が想定されている。

図3-7 洪水・土砂災害ハザードマップ

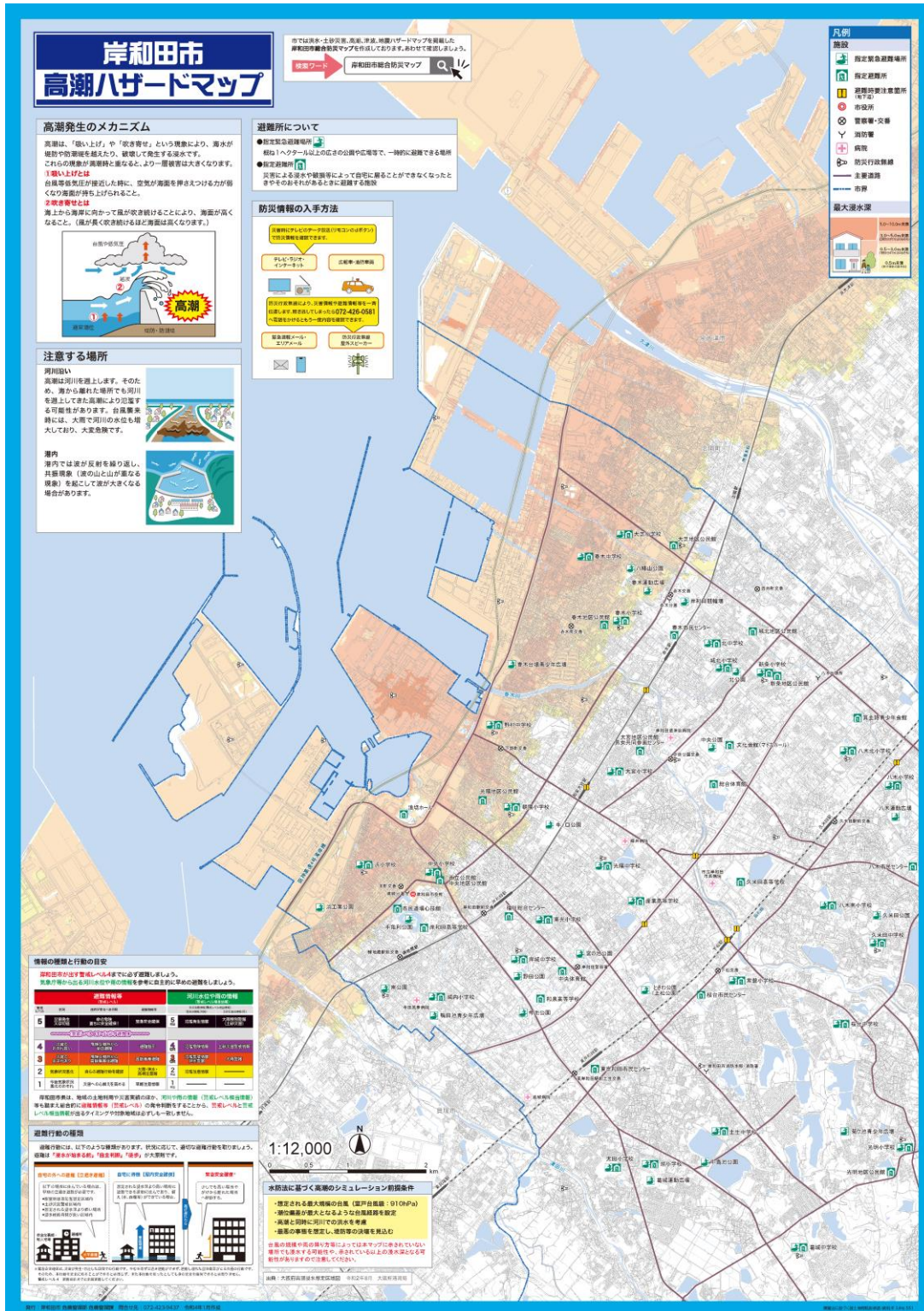


総則編


○高潮ハザードマップ

室戸台風級（910hPa）の台風が潮位偏差最大となる経路を通過することを想定し、同時に河川の洪水や堤防の決壊を見込んだ場合の浸水の程度（浸水想定区域）や避難所等をまとめて作成・公表している。市域では主に南海本線より海側に浸水想定区域が広がっている。

図3-8 高潮ハザードマップ



第4章 防災関係機関一覧

岸和田市	
	
市の機関	<ul style="list-style-type: none"> ●岸和田市水防団 ●岸和田市消防団
府の機関	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪府岸和田土木事務所 ●大阪府泉州農と緑の総合事務所 ●大阪府岸和田保健所 ●大阪港湾局 ●岸和田警察署
指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪管区气象台 ●岸和田海上保安署 ●岸和田労働基準監督署 ●岸和田公共職業安定所 ●近畿地方整備局大阪国道事務所
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ●陸上自衛隊第37普通科連隊
指定公共機関及び指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪広域水道企業団 ●日本郵便株式会社 ●日本郵政株式会社 ●西日本旅客鉄道株式会社 ●西日本電信電話株式会社大阪支店 ●日本赤十字社大阪府支部岸和田地区 ●西日本高速道路株式会社 ●阪神高速道路株式会社 ●大阪ガス株式会社導管事業部 ●日本通運株式会社堺支店 ●関西電力株式会社岸和田営業所 ●新関西国際空港株式会社 ●南海電気鉄道株式会社 ●大阪府LPガス協会岸和田支部
公共的団体等、 その他防災上重要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ●岸和田商工会議所 ●岸和田市医師会 ●岸和田市歯科医師会 ●岸和田市薬剤師会 ●株式会社テレビ岸和田 ●南海ウイングバス南部株式会社 岸和田営業所 ●岸和田市火災予防協会 ●防災福祉コミュニティ協議会 ●泉赤十字特別救護隊 ●いずみの農業協同組合 ●岸和田市漁業協同組合 ●春木漁業協同組合 ●岸和田市林業活性化協議会 ●ため池管理者 ●岸和田市町会連合会 ●岸和田市社会福祉協議会

第2編 災害予防対策編

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

1. 基本的考え方

市と府をはじめ防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策等により、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、府が策定した「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難場所の確保等、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を推進する。

市は、「災害危険度判定調査」等の実施及びその結果得られた地域の危険性等の情報について市民への公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

2. 業務内容

①防災生活圏の形成

市は、伝統的な地域活動圏域や交通幹線等に配慮しつつ、防災生活圏を第1次から第3次までの3段階に設定し、それぞれの段階に応じた防災機能を持つ防災生活圏の整備を図る。

・第1次防災生活圏（コミュニティ1次生活圏）

小学校区を基本単位として、指定避難所となる公共施設や緊急避難場所となる公園、運動広場を整備して、地域の防災環境を整えるとともに、圏域ごとの地区市民協議会の市民活動と連帯を図り、地域防災力の向上に努める。

・第2次防災生活圏（コミュニティ2次生活圏）

原則として、第1次防災生活圏を2つ合わせた中学校区にあたる地域を第2次防災生活圏とし、中学校のほかグラウンド、プール、地区公園等を整備し、隣接地区を含めた防災環境を整える。

・第3次防災生活圏（コミュニティ3次生活圏）

市域を6区に分けて第3次防災生活圏を設定し、地域の防災活動の拠点となる市民センターを設置するほか、学校施設等を活用した物資備蓄拠点の整備を図るとともに、第1次防災生活圏に組織化する地区市民協議会の連合組織として地域市民協議会の設立を図り、地域防災生活圏の形成に努める。

②防災空間の整備

市は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場等の都市基盤施設の着実な整備と既存施設の適正な維持管理に努める。また、市及び府は、農地等の貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住

宅等の公共施設や、広大な駐車場を有する大型スーパー等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

・都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

(広域避難場所となる都市公園等の整備)

広域避難場所として指定する中央公園、浜工業公園、岸和田競輪場（周辺駐車場を含む）及び蜻蛉池公園については、輻射熱遮断等の安全対策として緑化の推進に努める等、防災機能の充実を図る。

(緊急避難場所となる都市公園等の整備)

緊急避難場所として指定する都市公園、運動広場、学校グラウンド等については指定避難所を補完し、一体となって災害時の拠点となるよう整備を図るとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の確保等、防災機能の強化を推進する。また、新たな指定に向け、概ね面積1ha以上の都市公園等の整備を図る。

(災害救援活動の拠点となる都市公園等の整備)

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園等（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園等）を整備する。また、災害時に応急対策・復旧対策拠点となる施設や避難予定場所に近接する都市公園等において、近接施設の機能を補完する整備を行い、連携した利用により防災機能の強化を図る。

(その他防災に資する身近な公園等の整備)

近隣の緊急避難の場所となる都市公園等を配置し、延焼遮断空間としての機能を含め街区等における防災力の向上に努める。

・道路の整備

災害時の安全な避難と緊急物資、支援物資等の輸送のため広域幹線道路と市街地を連絡する都市計画道路の整備及び既存道路の無電柱化を推進に向けて検討する。物資輸送のためには、近畿自動車道松原那智勝浦線や国道26号等の広域幹線道路と市街地を連絡する都市計画道路の整備を図る。

・緑化の推進

緑地や並木は、火災の延焼防止のための遮断帯、緩衝帯として防災上重要な役割を担っているため、防災的な観点から道路や公園及びその他公共施設の緑化を積極的に推進していくものとする。

・農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、生産緑地制度や防災協力農地登録制度の推進等により適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

防災上重要な農地については、農業者や関係団体との協定の締結等により避難場所等として活用する。

③都市基盤施設の防災機能の強化

市は、都市基盤施設に災害対策上有効な防災機能の整備に努める。施設管理者は、都市基盤施設における防災機能の保持に努める。

・主要道路の整備

市及び国・府等の道路管理者は、道路交通の安全と円滑な運行を確保するため、府が指定する広域緊急交通路と市が指定する地域緊急交通路にアクセスする道路を主体に拡幅・改良を図り、必要に応じて落石覆工及び線形改良等の事業を実施し、災害に強い道路づくりを推進し、これにより安全な道路ネットワークの形成を図る。

- ・生活道路の整備

市は、緊急避難場所及び避難路へと接続する道路として、防災対策や安全対策等に配慮し、狭あい道路の解消に努め、避難しやすい安全性を確保した構造の道路として整備する。

- ・道路環境の整備

市及び国・府等の道路管理者は、災害に強い道路環境を創出するために道路の緑化（延焼遮断帯）、駐車場の確保（路上駐車解消）、駐輪場の確保（放置自転車の解消）について整備を検討する。

- ・河川の防災機能の強化

市及び府は、市内の中小河川について親水空間の整備を図るとともに、それにより消防用水等の活用空間の整備を図る。

- ・公園の防災機能の強化

災害発生時における避難場所及び応急対策活動の拠点としての機能を確保するため、利用目的に応じて放送設備、マンホールトイレ、カマドベンチ、備蓄倉庫、非常用貯水槽、耐震性貯水槽、災害時用臨時ヘリポート等の整備を推進する。

- ・災害時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の耐震対策の推進

災害発生時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の機能を確保するため、ため池の耐震診断及び耐震改修を推進する。

④良好な市街地への整備促進

市は、建物の不燃化・耐震化の促進とともに、住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

- ・規制・誘導

市街地全体の不燃化を促進するため、「大阪府 防災都市づくり広域計画」や「大阪府 都市計画区域マスタープラン」「岸和田市 都市計画マスタープラン」等の上位計画や、災害危険度判定調査の結果等に基づき、防火地域及び準防火地域を適正に指定すること等により、市街地の改造を図る。また、「岸和田市住宅・建築物耐震改修促進計画」による耐震診断等を促進する。

- ・面的事業の推進

土地区画整理事業の推進により、道路や緑道、公園等の防災空間の整備、耐震性、防災性に優れた住宅への建て替え等を促進し、まちの防災機能の強化を図る。また、防災性の向上を図るべき木造密集市街地については、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」（大阪府住宅まちづくり部）の考え方を踏まえ整備方針の検討を行い、規制・誘導等による建築物の不燃化・耐震化の促進による都市基盤や、住宅・住環境等の総合的整備を図る。

⑤土木構造物の耐震対策の推進

土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について耐震対策を推進する。

- ・鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、駅舎、橋りょう、高架部等の耐震対策を推進する。

- ・道路施設

道路、橋りょう、横断歩道橋等については、施設の安全性等について点検調査を行い、それに基づいて必要な補修を行う。

- ・ため池施設

市、府及びため池等管理者は、ため池等農業用施設について、「土地改良施設耐震対策計画（案）」（大

阪府環境農林水産部)に基づき、耐震対策を実施する。

・河川施設

市及び府の河川管理者は、自ら管理する河川堤防及び河川構造物について、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

・土砂災害防止施設

市及び府の土砂災害防止施設管理者は、自ら管理する砂防ダム、急傾斜地防止施設及び地すべり防止施設等について、必要に応じて耐震対策を実施する。

⑥ライフライン・放送施設災害予防対策

ライフライン及び放送にかかわる事業者は、地震・風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

・上水道施設

災害による断水及び減水を防止するため、水道施設設備の強化と保全に努める。

・下水道施設

災害による下水道施設の機能の低下及び停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努める。

・電力供給施設

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化及び保全に努める。

・ガス供給施設

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

・電気通信施設

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

・共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者がライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

・放送

災害時の放送が確保されるよう、放送施設整備の強化と保全に努める。

⑦災害発生時の廃棄物処理体制の確保

・し尿処理

市は、し尿処理施設について、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材の備蓄及び修復等の点検に努める。また、広域化なども含めた今後の施設整備の在り方についても検討する。

市は、災害時の施設の被害の想定を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、災害発生に備えた必要数の確保に努める。

・ごみ処理

市は、ごみ処理施設について、貝塚市とともに岸和田市貝塚市清掃施設組合に、災害時において対応できる施設整備を要望する。また、災害時のごみ処理施設の人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害への対応マニュアルの整備を図り、補修等に必要な資機材の整備確保についても要望する。

災害により処理施設等が被災した場合、または多量の廃棄物の発生等により早期に処理が困難な場合、

保健衛生上適当と思われる場所を指定して一時保管場所を設ける。その場合には殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、衛生状態を保つとともに、相互支援基本協定に基づき、ごみ処理等が困難となった場合に備えた広域的な相互支援体制を確立する。

・災害廃棄物等

市は、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示すよう努める。

また、災害廃棄物等からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えたモニタリング体制の整備に努める。合わせて、周辺市町村等との協力体制の整備に努めるとともに、災害廃棄物に関する情報に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。

第2節 建築物の安全性の確保

1. 基本的考え方

地震による建築物の倒壊や火災の延焼等を防止するため、建築物の耐震対策、建築物の安全性に関する指導、宅地安全対策等の促進に努める。

2. 業務内容

①建築物の耐震対策、不燃化対策の促進

市は、「岸和田市住宅・建築物耐震改修促進計画（第2期）」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進する。また、危険なブロック塀等の所有者に対して安全対策について注意喚起を行なう。また、家具の転倒による居住者被害を防ぎ屋外への安全な避難を確保するためにも、家具固定の重要性や固定金物の情報についての周知及び啓発を推進する。天井等の2次構造部材の脱落防止対策を行うよう施設の所有者・管理者に周知・啓発を図る。学校教育施設については、引き続き、建築物の安全性の確認に努める。

また、「大阪府 防災都市づくり広域計画」や「大阪府 都市計画区域マスタープラン」「岸和田市 都市計画マスタープラン」等の上位計画に基づき、建築物の不燃化への誘導を促進する。

②建築物の安全性に関する指導等

市（特定行政庁）は、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者または管理者に、耐震診断や耐震改修の指導・助言、指示等を今後も行い、進行管理を引き続きおこなう。

③宅地安全対策

市は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条）に指定するとともに、同区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導する。

市は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導するほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）等による開発許可制度及び「岸和田市開発行為等の手続等に関する条例（平成22年条例第4号）」により指導する。

市は、軟弱地盤、液状化を起こしやすい地盤、山地や丘陵地、埋立地等の地盤が悪い箇所に建つ木造住宅等は、既存リーフレット等を活用して安全点検等と呼びかける。また、大規模盛土造成地の位置や規模、液状化の危険性を示した、大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成・公表に努めるとともに、宅地防災上の安全性が低いものについては安全対策を講ずるよう啓発する。

④文化財対策

文化財所有者及び関係機関は、次のような防災対策上の施設整備を図る。

- ・火災対策（警報・消火・防火設備の整備、火気の使用制限等）
- ・落雷対策（避雷針の設置等）
- ・その他の対策（周辺環境整備、委託保管、施設・機器の点検整備等）

災害予防対策編

- ・初期消火体制の確立（自衛組織の整備）

市は、地域住民に対し、災害から文化財を守る意識を高めるとともに、文化財所有者、消防本部、岸和田警察署、市教育委員会、その他関係機関は平常時から密接な連絡を保つように努める。また、地域住民とも連携し、防災訓練を実施することで、災害時における円滑な対応が行えるよう努める。

第3節 南海トラフ地震による津波被害防止対策の推進

1. 基本的考え方

市及び府は、大阪府津波対策大綱（平成17年3月「東南海・南海地震津波等対策検討委員会」提言）及び津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）が示す方向を踏まえ、「津波による死者0を目指す」「広域災害からの迅速な復旧」の2項目を目標とし、津波避難計画・対策の確立、堤防等の点検・整備の計画的な推進といった津波防災対策を総合的に進める。

また、本市は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」に基づき南海トラフ地震に係る対策推進地域に指定されており、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、地震・津波防災体制の推進を図ることとする。

なお、南海トラフ地震が発生した場合における本市の津波被害は、津波到来までの間に津波防護施設の閉鎖による津波侵入の防止により、大幅に軽減できると考えられる。

これらのことから、津波来襲に備え、施設の維持管理の徹底や操作体制の充実を図る等、被害を最小限にとどめる諸対策を講ずる。

2. 組織

南海トラフ地震臨時情報（調査中）もしくは南海トラフ巨大地震情報（巨大地震注意）が発表された場合は、事前準備室（「第3編 災害応急対策編 第1章 活動体制の確立 第2節 組織体制の立ち上げ」表1-2参照）を設置し、M7.0以上の地震の発生から1週間、もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と同程度の期間が経過するまで継続する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、初動対策室（「第3編 災害応急対策編 第1章 活動体制の確立 第2節 組織体制の立ち上げ」表1-2参照）を設置し、M8.0以上の地震の発生から1週間継続する。

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には「第3編 災害応急対策編 第1章 活動体制の確立」による必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとする。

3. 業務内容

①南海トラフ地震発生前の応急対策等

南海トラフ地震臨時情報（調査中・注意）が発表された場合は、大阪府からの情報収集、消防、関係機関等への情報発信、留意事項の周知を行う。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、上記の他、関係省庁警戒会議の情報を受けて、今後の対応を検討するとともに、市民に対する呼びかけ（防災行政無線、HP等）や市民からの問合せに対応する。

②南海トラフ地震発生時の応急対策等

南海トラフ地震発生時の応急対策については、「第3編 災害応急対策編 第2章 初動期活動 第

1節 津波対策」によるものとする。

同節にない活動については、「第3編 災害応急対策編 第1章 活動体制の確立～第3章 応急対策活動」によるものとする。

③津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

(津波からの防護)

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者（府）は、南海トラフ地震等、津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の施設整備、補強、点検等の方針・計画を定めるとともに、内水排除施設等についても、施設の管理上必要な操作を行うため、非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(水門等の操作)

市は津波来襲時に水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うため、府が作成した津波対策マニュアルに基づき、「津波対策実施要領」及び「水門操作員の選任に関する基準」を作成し、府等の水防関係機関と連携し水門等の操作習熟を図る。

(円滑な避難の確保)

津波からの円滑な避難の確保については、「第3編 災害応急対策編 第2章 初動期活動 第1節 津波対策」によるものとする。

同節にない活動は、「第3編 災害応急対策編 第1章 活動体制の確立」「第3編 災害応急対策編 第3章 応急対策活動 第7節 応急避難」によるものとする。

(迅速な救助に関する事項)

迅速な救助については、「第3編 災害応急対策編 第2章 初動期活動 第1節 津波対策」「第3編 災害応急対策編 第3章 応急対策活動 第4節 医療救護」「第3編 災害応急対策編 第3章 応急対策活動 第6節 交通輸送対策」によるものとする。

④防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

(市民等に対する周知と啓発)

市は、津波によって浸水が予想される地域について、府が示している浸水予測図に基づく、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップにより、市民等に対し周知を図る。

津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、避難行動に関する知識、津波の特性に関する情報、津波に関する想定・予測及びその不確実性等を広く市民等に啓発する。

(道路標識等による啓発)

道路管理者は津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を関係部署と協力し行う。

また、津波による浸水予想区域内に標高や避難場所・避難経路・津波避難ビル等の表示を行い円滑な避難ができるような取り組みを行う。

(南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施)

市、府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。

・内容

- ア. 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- イ. 参集訓練及び本部運営訓練
- ウ. 水門等の操作訓練
- エ. 救出・救助訓練
- オ. 医療救護訓練
- カ. 住民参加の避難訓練

訓練に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。また、避難訓練の実施を通じて、津波からの避難時間を考慮した退避必要時間等の確認を行う等、水防要員の安全確保についての事前準備を図る。

(南海トラフ地震防災対策に係る相談窓口の設置)

市及び府は、南海トラフ地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意する。

⑤地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等は、大阪府の「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき整備を推進する。

また、津波浸水予想区域内において、「津波避難ビル等に係るガイドライン」に基づき、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する。

⑥推進計画の作成

国の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を必要に応じて作成する。

第4節 水害及び土砂災害予防対策

1. 基本的な考え方

浸水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。また、土石流、地すべり、がけ崩れ等による災害が発生すると予測される箇所については、法令による指定、崩壊防止工事の実施、防災体制の整備、予防措置の指導、情報連絡、避難態勢の確立等の予防対策を定め、土砂災害予防の円滑な推進を図る。

2. 業務内容

①河川の改修

本市には府管理の津田川、春木川、牛滝川の2級河川、また市管理の轟川、津田川、古曾谷川の準用河川や普通河川が市域を東西に流れており、現在年次計画により順次河川改修を進めている。

今後は、山地の開発、農地の宅地化等による出水状況をも勘案し、局地的な集中豪雨にも耐え得るよう流量等の再検討を行い、災害を未然に防ぎ得る河川とするように、一層の改修事業の実施に努めるとともに、一定規模の開発に対しては、調整池の設置を指導する等、地域全体として治水安定度の向上に努める。

各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と水防機能向上のため、適正な維持管理に努める。

また、水防施設の破損による氾濫防止と水防機能向上のため施設を点検・整備する。また、平常時から主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討する。

②高潮対策

本市の臨海部には、府が管理し本市が非常時に操作する水門等及び逆流防止弁、府と協力して操作する岸和田水門があり、その他府が単独で操作する貯木場南水門がある。

台風、高潮等による浸水予防時に、「高潮対策実施要領」に基づき、これらの施設が円滑に操作できるよう管理に努める。

③水害減災対策

府は、洪水や高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水害の軽減を図るため、洪水予報、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位（特別警戒水位等）の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の公表、浸水想定区域の指定・公表を行う。

市は、具体的な避難指示等の発令基準を設定するなど、避難体制の整備を行う。また、浸水想定区域内に位置する、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）、地下街等、大規模工場等でその利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについて、地域防災計画に施設の名称及び所在地等を定め、洪水予報等の伝達を、当該施設の構成員へFAX、電話、メール等により行う。

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設、地下街等、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、当該施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成、及び公表するとともに、当該計画で定めるところにより当該施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該施設の利用者の避

難の確保及び浸水の防止を行う自衛水防組織を置くように努めなければならない。市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

④内水浸水対策

内水による浸水被害については、近年、集中豪雨等によって発生する可能性が高まっている。そのため、浸水箇所に係る中小水路の整備のほか、地域における雨水の貯留や浸透等の対策を検討していく。

また、公共下水道等の排水施設において、豪雨時の雨水排除や河川への排水ができなくなった場合に浸水が想定される区域について把握に努め、必要に応じて雨水出水浸水想定区域の指定を検討する。

⑤洪水・高潮リスクの開示

市は、府が公表する洪水・高潮リスクを分かりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等に努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。なお、洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握した場合は、これを公表する。

ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示することに加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

⑥洪水等に対する避難誘導體制

市は、洪水予報河川及び、氾濫により居住者や利用者の命に危険を及ぼすと判断したその他河川や地下街等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、避難指示等の発令対象区域は、細分化しすぎると居住者等に分かりにくくなる場合があることから、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

⑦農地防災対策

農地内の湛水による被害を防止軽減するため、排水施設、農業用水路等の整備を図る。

市及び府は、豪雨や地震によるため池堤防決壊等、災害の発生による人的被害が予想されるため池について、それらの管理者・所有者等に対し改修補強の措置を講ずるよう指導するとともに、府の補助等による補強事業の推進を図る。また、決壊した場合の影響度の大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努めるほか、ため池水防上の必要度に応じ

て、所要の資機材を整備する。市は、ため池管理者等との緊急連絡体制等を整備し、災害発生のおそれがある場合には、水利組合・消防署・水防団等の協力を得て巡視等、監視体制の強化を図る。

⑧土砂災害防止対策

土砂災害防止対策について、市、府等関係機関が定期的な調査を行い、危険箇所の把握、周知に努める。また、降水量等に注意し、付近住民に周知する情報連絡網の整備を図るとともに、住民と連携し、異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制を整備するなど、警戒避難体制の確立に努める。

⑨土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。また、市は同区域内に住宅を新設もしくは建替えを行う際には想定される外力に耐えうる構造であるかの建築確認を行う。

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及びその周辺について、土砂災害警戒区域等が指定されていない地域においては、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講ずるよう努める。

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るために必要な施設の整備、防災教育・訓練等に関する計画を作成し、市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

⑩土砂災害警戒情報等の作成・発表

大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や市民への避難指示等の災害予防対応を適時・適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知する。

府は、常時、土砂災害警戒情報を補足するための情報として次の情報を公表している。

- ・全域危険度判定状況
- ・地域危険度判定状況
- ・市町村内危険度判定状況
- ・雨量観測所危険度判定状況
- ・雨量レーダ情報

⑪山地災害対策

国、府は森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき、森林の維持造成を通じて山地災害の未然防止を図る。また市は、山地災害危険地区の把握・周知に努めるとともに、集中豪雨等により発生する山地

災害の実態を踏まえ、きめ細かな防災措置を講ずるため、関係機関との連携を保ち点検、整備を強化するほか、警戒避難体制を確立する等、総合的な山地災害対策の推進に努める。

⑫水防体制の強化

市は、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、府、国、水防管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築する。

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

水防団及び水防協力団体の研修・訓練を進めるとともに、災害時における水防活動に係る水防資機材等の充実を図る。また、青年層及び女性層等の団員への参加促進を図り、担い手の育成・強化を進めながら、活動の活性化を図る。

第5節 風害予防対策の推進

1. 基本的考え方

市は、強風、暴風等による災害を未然に防止するため、気象情報及び実状を勘案のうえ風害予防対策を実施する。

2. 業務内容

①家屋・工作物対策

危険家屋に対しては、強風のために容易に倒壊しないよう倒壊方向に補強、支柱等を施工するよう指導する。また、強風のため看板、板類の飛散防止のため鉄線等による緊結施工等を指導する。

②防火対策

強風時には火の使用を制限するとともに、防災行政無線、広報車等により火災予防の巡回広報、市内パトロールを行い警戒にあたる。また、強風時の万一の出火に備え、関係者の初期消火義務及び消防機関に対する通報を指導する。

気象情報及び実状を勘案のうえ、必要に応じて非常招集により消防職員を増強配置し、消防力を強化する等の措置を講ずる。

第6節 危険物等災害予防対策の推進

1. 基本的考え方

市（消防本部）は、消防法（昭和23年法律第186号）に規定する危険物取扱施設、貯蔵施設又は輸送車両、高圧ガス及び火薬類等の貯蔵施設又はその輸送車両等について、関係法令に基づく保安責任者制度の効果的利用と立入検査の実施等により、施設の安全管理に関する指導を強化し、事故の発生を防止する。

2. 業務内容

①危険物災害予防対策

市（消防本部）は、消防法（昭和23年法律第186号）はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。また、危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

②高圧ガス及び火薬類災害予防対策

市（消防本部）は、高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止し、市民の安全を守るため、近畿経済産業局及び府等の防災関係機関と常に協力し、保安意識の高揚並びに自主保安体制等の整備促進を重点に、災害予防対策を推進する。

道路掘さく等、工事に起因するガス工作物のガス漏洩による爆発事故を防止するため、岸和田市地下埋設工事等調査連絡協議会が中心となり、事故防止のための工法の改良等、技術的な検討を行うとともに、工事施工にあたって関係者相互の連絡を密にして事故の未然防止に努める。

③毒劇物災害予防対策

市（消防本部）は、府が毒劇物による危害を防止するため、毒劇物営業者及び毒劇物を業務上使用する者に対して行う製造、販売、使用のあらゆる段階における規制指導及び災害予防対策に対して協力する。

④危険物流出災害予防対策

市は、海上保安署、府その他関係機関と協力し、危険物の大量流出及びこれによる災害予防に必要な措置を講ずるとともに、企業等に対する指導監督を強化し、もって危険物の流出及び流出油の拡散等の災害発生を防止する。

⑤放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、放射線災害を防止するため施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び防災訓練等の災害予防対策を推進する。

⑥管理化学物質災害予防対策

市は、管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例で定められた有害物質を取扱う事業

災害予防対策編

者に対し、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制を行うとともに、大阪府生活環境の保全等に関する条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 総合防災体制の整備

1. 基本的考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の応急対策及び災害応急復旧を迅速かつ有効に実施するため、市は組織及び体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化、施設・設備等の整備、資機材・物資の備蓄・点検等に関する計画を定め、防災体制の充実を図る。

2. 業務内容

①中枢組織体制の整備

市は、災害の発生に際し、情報を一元的に共有できる体制を構築し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する組織の整備・充実を図る。

(平常時に活動する組織)

- ・岸和田市防災会議
- ・部長会
- ・防災対策推進会議（仮称）

(災害時に活動する組織)

- ・初動対策室
- ・災害対策本部
- ・現地災害対策本部

②動員体制の整備

市は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。また、災害対応が長期化した際の交代要員等の運用について体制の整備を図る。

③防災機能等の確保・充実

市は、災害時に速やかな体制がとれるように、防災機能等の確保・充実を図るとともに、大規模災害時において、適切な災害応急活動が実施できるよう、防災中枢施設の機能整備、公共施設等の機能整備、地域防災拠点の機能整備、資機材の整備及びデータの保全等を通じて、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、災害対策本部等用として、飲料水、食料、燃料等の確保に努める。

災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等については、非構造部材を含む耐震対策や感染症対策等として建物内の区画、設備や物資の整備等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、代替施設の選定等のバックアップ対策を講ずるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備えて、自家発電設備等の整備をはじめ、多様な手段による電力確保に努める。

④新庁舎建設に伴う防災拠点機能の強化

新たに建設する新庁舎は、耐震化・不燃化を図るなど災害への安全性を確保するとともに、災害対策本部機能の導入など、防災中枢施設として活用する。

また、庁舎建物に加え、駐車場等の付帯施設も市街地内における貴重な防災空間として有効活用を図ることとし、応援部隊の受け入れ拠点や津波避難場所など、防災機能の強化に資する計画とする。

⑤市の業務継続計画（BCP）の策定・運用

市においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずる等、自らの業務継続計画（BCP）の策定・運用に努め、災害時における業務継続の体制整備を図る。

⑥防災研修及び防災訓練の実施

市は、それぞれの防災体制の強化と併せて災害対応力の向上を図るため、職員の防災研修を充実するとともに、国や府が実施する市長及び幹部職員を対象とした研修に参加し、災害対応能力の向上に努める。

また、地域防災計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び防災体制の万全を期することを目的として避難行動要支援者や女性の参画を含め、多くの市民の参加を得た訓練や研修を関係機関やNPO・ボランティア等、民間事業者等と連携しながら実施する。

実施にあたっては、各災害に関する被害想定を明らかにするほか、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

また、訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映していくように努める。

⑦公共施設防災体制の強化

学校園、保育所、社会福祉施設をはじめとする公共施設管理者は、自らの施設の実状を考慮して各種災害に対応するため、防災計画の作成、防災訓練の実施及び防災教育の実施等を通じ、防災体制の強化を図る。

⑧広域応援体制等の整備

市は、平常時から、大規模災害も視野に入れ、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

・広域応援体制

市は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害応急対策に関する協定や消防相互応援に関する協定を締結し、広域的な相互応援体制の推進に努める。協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

・緊急消防援助隊

市（消防本部）は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」及び岸和田市消防施設計画に基づき（仮称）ゆめみヶ丘消防施設を整備し、「緊急消防援助隊」との連携及び受け入れ体制の整備を図る。

・民間関係団体等との協力体制の整備

市は、大量の人的・物的手段を確保し、応急活動や救護活動の効率化を図るため、平素から関係団体等との協力体制を整備するとともに、災害時の連携を図るため情報交換を行う。

・自衛隊の派遣要請に対する連携体制の整備

災害予防対策編

市は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化、総合防災訓練への自衛隊の参加等、自衛隊との連携体制を整備する。

- ・ 基幹的広域防災拠点

市は、府と連携し、基幹的広域防災拠点との緊急輸送体制を整備する。

第2節 情報収集伝達体制の整備

1. 基本的考え方

市、府をはじめ防災関係機関は災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。今後も、伝達手段の多重化・多様化に対応した新たなシステムの導入等を積極的に検討していく。

2. 業務内容

①災害情報収集伝達システムの基盤整備

市、府をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、災害時優先電話の設置、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

市及び府は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

・防災情報システムの充実

災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して機能の実現を図る。

（インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置等））

（携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集）

（公共情報コモンズ等を利用したデータ放送への防災情報の伝達）

（ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有）

・無線通信施設の整備

市、府をはじめ防災関係機関は、災害時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

②情報収集伝達体制の強化

市、府をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある市民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等、市職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、ポータルサイトのホームページやメール、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。あわせて大規模停電時の情報伝達方法についてあらかじめ検討し、体制の構築を図る。

また、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術を導入する等、情報収集伝達体制の強化に努める。

③災害広報体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める。

④災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制を整備する。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

1. 基本的考え方

市（消防本部）は、火災の発生を未然に防止し、又は火災による被害の拡大防止を図るため、消防力の強化、拡充、防火対象物に対する予防措置等の実施に努める。また、市は特定行政庁として、建築物や建築設備についての防災上の適切な維持保全の促進を図る。

2. 業務内容

①火災予防対策

・防火対象物の火災予防

消防法（昭和23年法律第186号）に基づき学校、病院、工場、事業所、興業場等の防火対象物の位置、構造、設備等について立入検査し、火災予防上必要があると認める場合、又は火災が発生し人命に危険があると認められる場合には、防火対象物の所有者、管理者、占有者に対し必要な改善等を指導し、火災予防の万全を期するものとする。

・住宅防火対策の推進

火災予防街頭広報、各種団体を対象とした防火講習会等の火災予防広報活動を積極的に推進するとともに、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

・定期報告制度の活用

市（特定行政庁）として、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

・高層建築物防火対策の推進

市（特定行政庁及び消防本部）は、高層建築物に対して、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の確認や防火管理者の選任及び届出等の防火管理体制の確立、消防計画の作成及び届出等所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

・自衛消防組織の設置指導

消防本部は、学校、病院、工場、事業場、興行場等の建物で多数の者が出入りし、かつ、大規模建築物の所有者等に対し、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成する等、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

・林野火災予防対策の推進

市及び林野の管理者は、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、監視体制等の強化を図る等、積極的な火災予防対策を推進する。

②消火・救助・救急体制の整備

国、府と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、消防施設、消防水利等の整備を進めながら、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進する。

・消防施設等の強化及び消防水利の確保

消防力の整備指針及び岸和田市消防施設計画に基づき、消防力の拡充・強化を図る。

なお、消防施設は、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

市街地等の地域別の実情に応じて、消防水利の拡充を図ることを基本とし、必要な消火栓を配置する

とともに、河川、ため池、農業用水等の自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備及び沿岸地域の海水利用の消火のための関係機関との連携等により、消防水利の多様化を図る。また、消防水利を有効に活用するため、消防施設・設備の充実に努める。

・活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備を図る。

・消防団及び自主防災組織の育成

消防団組織の活性化を図るとともに、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ、自主防災組織等の民間防災組織を育成・強化し、その連携強化に努める。また、消防団員に安全管理等を徹底するため、(仮称) ゆめみヶ丘消防施設等において教育訓練等を実施する。

・広域消防応援体制等の整備

火災が拡大したとき、又はその他地震等大規模な災害の発生に対処するため、広域消防応援体制等を整備し、近隣市町村等との連携強化を図る。

③ (仮称) ゆめみヶ丘消防施設の整備

緊急消防援助隊の展開や宿営、消火・救助・救急等物資の緊急輸送拠点、市民及び事業所に対する防火・防災啓発、消防署団員・自主防災組織等の訓練場などの機能を兼ね備えた災害活動拠点施設として (仮称) ゆめみヶ丘消防施設を整備する。

第4節 応急医療体制の整備

1. 基本的考え方

災害時に、通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や医療機関の被害により、被災地域に医療の空白が生じた場合に適切な医療が実施できるよう、市は医療関係機関及び府と密接な連携のもと、予め医療救護体制の整備を図る。

2. 業務内容

①災害時医療体制の整備

災害の状況に応じて被災地域の内外を問わず、救急医療を最優先とした最大限の活動を実施する災害時医療体制を整備する。

・基本的な医療体制

(現地医療活動)

医療救護チーム等は、患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、「救護所」において実施する。

(後方医療活動)

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

・医療救護チーム及び救護所

災害時拠点病院、市民病院、医師会等の協力を得て、医療救護チームを編成し、災害状況により救護所の設置が必要と判断した場合、指定避難所等必要な施設に救護所の設置を図る。また、府等に災害医療救護チームの派遣要請を行ったときは、府（保健所）の支援・協力のもと救護所への配備調整を行う。

・医療機関の防災体制と協力体制

(医療機関の診療機能の確保)

医療機関は災害時における診療機能を確保するため、防災体制や災害時の応急対策等を盛り込んだ「病院防災マニュアル」を作成するとともに、平常時から訓練の実施に努める。

(地域医療連携の推進)

災害時において、災害拠点病院をはじめ医師会等の医療関係機関が連携した医療活動が実施できるよう、平常時から「泉州保健医療協議会」等を活用し、地域の実状に応じた医療体制を構築する。

(個別疾病対策)

専門医療が必要となる疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会関係団体と協力して医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保、供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

②医療情報の収集伝達体制の整備

市は医療関係機関と連携し、災害時における医療情報の収集伝達体制を整備する。

・広域災害救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の活用

・広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保

・医療情報連絡員の指名等

③医薬品等の確保体制の整備

市は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材等の確保体制を整備する。

④患者等搬送体制の確立

市は、災害時における患者搬送の迅速かつ適切な実施を図るため、搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

・患者搬送

特定の医療機関に患者が集中しないよう、広域災害救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の情報を的確に把握し、受け入れ可能病床等を勘案して適切な搬送体制を確立する。

・医療救護チームの搬送

救護所等における医療救護活動を行うための医療救護チームの派遣手段等について、予め岸和田市医師会等と協議を行いその体制を確立する。

第5節 緊急輸送体制の整備

1. 基本的考え方

災害発生時に救助・救援、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

2. 業務内容

①陸上輸送体制の整備

・緊急交通路の選定

市は、国が指定する重要物流道路並びに、府が選定する広域緊急交通路と阪南港、災害時用臨時ヘリポート、市町村災害医療センター、広域避難所をはじめとする防災施設と連絡する道路の多重性、代替性を確保するよう選定する。

・緊急交通路の点検体制の整備

市及び国・府等の道路管理者は、平常時からその安全性を十分に監視し、点検するとともに災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。また、市及び府は、未整備部分の都市計画道路については、計画的に整備する。

・緊急輸送拠点の把握・点検

災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべきトラックターミナル、体育館、(仮称) ゆめみヶ丘消防施設等の輸送拠点について把握・点検する。

・緊急交通路の周知

市及び府は、選定した緊急交通路等について平常時から市民に対し広報紙等を通じて周知に努める。

・道路啓開

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を備蓄するとともに、建設業者等との協力を含め人員体制について計画する。

・通行規制

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等通行が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

②その他輸送体制の整備

・水上輸送

災害時の緊急海上輸送に備え、港湾及び漁港の管理者は、岸壁の耐震化及び災害時の物流拠点としての施設の整備を図る。市は、岸和田海上保安署、漁業協同組合等との協力体制の整備を図る。

・航空輸送

市は、陸上交通が途絶した場合に備えた空のアクセスを確保し、災害時の救護・救助活動、緊急物資の輸送、林野火災時の空中消火等を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの選定を行う。また、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

③緊急通行車両の事前届出

災害予防対策編

市及び防災関係機関は、災害時の応急対策活動の迅速かつ円滑な実施のため、市有車両を緊急通行車両として岸和田警察署長を経由し、府公安委員会へ事前届出を行い「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受ける。

第6節 避難収容体制の整備

1. 基本的考え方

市及び関係機関は、災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難体制の整備・推進を行う。そのため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備を図る。

2. 業務内容

①避難場所及び避難路の整備

・広域避難場所

火災の延焼拡大によって生ずる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所であって、概ね10ha以上の広さのある空地等に、想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の有効面積を確保できる場所。

【広域避難場所】中央公園、競輪場（周辺駐車場を含む）、浜工業公園、蜻蛉池公園

・緊急避難場所

災害発生時に、地域住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所

【緊急避難場所】市立小学校グラウンド、市立中学校グラウンド、市立産業高校グラウンド、都市公園、運動広場等

・その他防災に資する身近な公園等

市は、地域住民が自主的に行う近隣の緊急避難の場所として、都市公園、児童遊園等を活用する。

・避難路

落下物、倒壊物による危険等、避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を選定する。

②その他の避難場所及び避難路の選定

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を選定する。

・避難場所：避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

・避難路：避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

③緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その危険から逃れるための避難場所（広域避難場所を含む）として、洪水や津波等異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たしており、また、迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有している施設又は場所を指定する。

緊急避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、府と市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z 9098）」を用いる。

【地震緊急避難場所】市は、地震の危険性が生じた場合の応急的な避難場所を指定する。

【洪水等緊急避難場所】市は、洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象による危険性が生じた場合の応急的な避難場所を指定する。

【津波避難ビル等】津波浸水予想区域内において、地域住民が一時もしくは緊急避難・退避する施設として津波避難ビル等を指定する。

④指定避難所

災害時又は災害のおそれがある場合に、各種情報伝達ができ、市民の一時的な安全を確保するとともに、家屋の破壊等や風水害により避難を要する市民の収容施設とするため、避難者1人当たり1.65㎡の有効施設面積が確保できる防災活動の拠点となる場所で、第1次防災生活圏を基本として指定する。指定避難所の指定に際しては、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、極力、被災危険性の低い場所を選定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

施設管理者は、耐震化・不燃化の促進や備蓄場所の確保、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備等の整備を図るとともに、良好な生活環境を確保するため、換気、照明等の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局や保健福祉担当部局と連携して必要な措置を講じるよう努める。

また、避難行動要支援者に配慮し大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）や岸和田市福祉まちづくり環境整備要綱に基づいた施設の福祉的整備・改善に努める。また「避難所台帳」を整備し、避難所設備等の実態把握に努める。

【指定避難所】市立小学校、市立中学校、市立産業高校、府立高校、市内の学校及びその他公共施設

⑤要配慮者に配慮した施設整備等

市は、要配慮者が利用しやすいように、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者を保護するために、第二次避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護・ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

（多人数の避難に供する施設の管理者の対応）

- ・高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例ほか、要配慮者の権利擁護・配慮に関する各種法令等に基づき、さまざまな障がい特性への対応方法や配慮事項を踏まえたきめ細かな施設の整備・改善に努める。
- ・施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。

（市の対応）

- ・施設管理者の協力を得て、避難所において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、要配慮者の避難生活に支障のないよう配慮する。
- ・施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備や管理体制を整える。

⑥指定避難所運営管理体制の整備

市は、「避難所運営マニュアル」に基づいて管理運営体制を整備する。また、指定管理施設を指定避難所に指定した場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。

指定避難所の運営においては女性の参画を推進するとともに、多様な視点に立って配慮するものとし、とりわけ女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営を検討する。また、避難所の良好な生活環境を確保するため、専門家等との定期的な情報交換に努める。

⑦動物愛護

飼い主と共に避難した動物の飼育は、適正飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境生成の維持に努める。また、ペットとの同行避難を前提にし、市、府等関係機関や地区獣医師会等の関係団体と協力して、指定避難所での適正な動物の飼育や保護をする方針を定める。

⑧避難誘導體制の確立

・避難の基本的な考え方

(一時自主避難)

家庭や職場単位で近隣の公園広場、空地等に一時自主避難する。

(集団避難)

その自主避難した場所から、集団で安全な避難路等の路線を通過して緊急避難場所や指定避難所に集団避難する。

(広域避難場所への避難)

緊急避難場所や指定避難所に災害の危険性が生じた場合、広域避難場所へ避難する。ただし、火災の延焼拡大が著しい場合は、直接広域避難場所へ避難する。

(避難誘導)

緊急避難場所や指定避難所に災害の危険性が生じた場合の広域避難場所や他の避難場所への避難は、岸和田警察署及び町会等の住民組織の協力を得て避難誘導員を配置して行う。

(避難行動要支援者への配慮)

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難には、必要に応じて適切な支援措置を講ずる。

(学校等公共施設及び事業所等の避難)

原則として施設の防災管理者又は管理権限者が避難誘導する。

・避難誘導

避難については、避難指示等への対応を通じて避難体制を確立する。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を整備し、避難指示等の判断基準や手順、災害時における優先すべき業務・役割分担を明確化し、全庁をあげた体制の構築を図る。

災害の発生が予想される場合は、避難指示等について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にし、市民への周知及び意識啓発に努める。

・市民への周知・意識啓発

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・

旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知徹底に努める。

土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

⑨応急危険度判定体制の整備

市は、府が実施する危険度判定講習会の開催や被災建築物応急建築物危険度判定士の登録等に対して、建築関係団体とともに協力を行うとともに、資機材の整備、被災建築物応急建築物危険度判定士の受け入れ体制等、実施体制の整備を図る。

市は、府が実施する危険度判定講習会の開催や被災宅地危険度判定士の登録等に対して協力を行うとともに、被災宅地危険度判定士の受け入れ体制等、実施体制の整備を図る。

⑩斜面判定制度の活用

市は、府及び砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の実施体制の整備を図るとともに、砂防関係団体とともに、大阪府砂防ボランティア協会に登録する斜面判定士等の増員や活動への支援を行う。

⑪応急仮設住宅の事前準備

市は、災害時に応急仮設住宅の建設を円滑に実施するため、建設候補地を選定する。建設候補地としては、原則として緊急避難場所に指定する公園及び運動広場等をあてるものとする。

災害時における応急仮設住宅として転用・借上げ可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に提供できる体制の整備に努める。また、避難行動要支援者に配慮した住宅の仕様について検討する。

⑫罹災証明書の発行体制の整備

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第7節 緊急物資確保体制の整備

1. 基本的考え方

災害による被害が発生した場合に、救護・救援体制を迅速に実施するため、食料・生活必需物資等の供給確保体制の整備を図る。

2. 業務内容

①給水体制の整備

市は府・大阪広域水道企業団との相互協力のもと、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水の供給をめざし、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備を図る。また、乳幼児等の要配慮者に配慮するため、ボトル水や缶詰水の備蓄について検討する。

市は、配水池に緊急遮断弁等の災害に備えた機能整備を図る。また、補給水利として、市の配水場の配水池及び耐震性貯水槽を応急給水の水源として確保する。

市と府は、災害時における家庭用等の井戸水の有効活用を促進し、生活用水の確保に努める。また、生活用水として、雨水、下水高度処理水、プール、ため池、農業用水等の水の利用を図る。

②食料及び生活必需品の確保

市は、重要物資の備蓄目標量について「大阪府地震被害想定調査」に基づく目標量を定め、保存年限等を考慮した計画的な整備を図る。

初動期における生活必需品等の指定避難所における保管について、施設管理者と協議を進める等、分散備蓄・保管体制整備、アレルギーへの対応、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を図る。備蓄物資については常時点検・整理を行い、耐用年数、賞味期限等を考慮して計画的に買換えを実施する等、備蓄物資の管理に努めるものとする。

被災人口が拡大すると、備蓄だけでは緊急に必要な生活必需品が足りなくなることが予想されるため、市は定期的な流通在庫量の調査を行う等、緊急時の物資調達に万全を期す。

第8節 ライフライン確保体制の整備

1. 基本的考え方

災害時におけるライフライン確保は、市民生活の安定のうえで極めて重要であることから、ライフライン事業者は、適切な初動対応と関係機関相互の連携・協力を行うために必要な非常時活動体制の確立を総合的に進める。

2. 業務内容

①上水道施設

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、施設の耐震化の推進、重点給水施設への給水確保に留意しつつ、防災体制を整備する。

・ 応急復旧体制の強化

水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報伝達設備（企業団・アクアネット大阪）の整備により、情報連絡体制をとるとともに、応急復旧用資機材の備蓄、調達体制の確保を図る。また、応急復旧活動マニュアル等を整備し、管路図等の管理体制の整備を図る。

・ 協力応援体制の強化等

府・大阪広域水道企業団及び市町村と互いに協力して大阪広域水道震災対策中央本部組織を整備する等、関係協力団体との協力体制の整備を図る。併せて、情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

②下水道施設

災害による被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、施設の耐震化の推進等防災体制を整備する。

・ 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、下水道台帳を複数箇所に保存・整備する。また、応急復旧用資機材の備蓄、調達体制の確保を図る。

・ 協力応援体制の強化等

「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県の近畿2府7県をはじめ、他の地方公共団体及び民間団体との相互応援要請体制を整備するとともに、情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

③電力供給施設

災害における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧、大規模停電時の連携体制の確立を図るために、関係機関と協力のもと、防災体制を整備する。

④ガス供給施設

被災地区の供給停止判断の迅速化、災害における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確

な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

⑤電気通信施設

被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

⑥市民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識向上を図る。

第9節 交通確保体制の整備

1. 基本的考え方

鉄軌道、道路の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

2. 業務内容

①鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

②道路施設

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第10節 帰宅困難者支援体制の整備

1. 基本的考え方

市は、府、近隣市町及び事業者等と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する。

帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、大阪府石油商業組合やコンビニエンスストア等、民間企業や団体と連携を図りながら、対策推進に努める。特に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す等の対策を行う。

2. 業務内容

①帰宅困難者への支援

災害発生により帰宅が困難な人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策に努める。また、帰宅困難者の発生に備え、大規模店舗及び大学等に協力を求め、一時滞在施設の確保に努める。

②帰宅困難者対策の普及啓発

大災害が発生した場合に、帰宅困難者が一時安全な勤務先等に留まり、交通機関の復旧等に応じて徐々に移動する必要があることから、こうした帰宅困難者の行動について普及啓発に努める。民間事業者等は、帰宅困難者マニュアルの作成を促進する等、必要な環境整備を進めるよう努める。

③代替輸送確保

駅周辺における滞留者への対応として、鉄道交通の代替として、バス等による代替輸送が円滑にできるよう、関係機関と情報伝達や運行調整等を行う体制整備を図る。

第11節 防災に関する調査研究の推進

1. 基本的考え方

市は総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害の要因の研究、被害想定及び防災体制等について調査研究するとともに、関係機関と協力して災害危険区域等の実態調査を継続して実施し、防災対策に万全を期すよう努める。

2. 業務内容

①災害危険性の把握

災害を未然に防止し、その被害を軽減するための施策を検討するため、地域の災害に対する危険性を予め科学的、総合的に把握し、防災対策に反映させるものとする。

府による南海トラフ巨大地震による被害想定（平成26年1月24日「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」）の結果について、十分考慮するものとする。

②防災調査の実施

市は府及び関係機関の協力を得て、災害時に危険が予想される箇所をパトロール調査し、関係者に周知徹底する等、その対策を検討する。

③災害応急体制の検討

市は、地震災害時において迅速かつ的確に応急対策が実施できるよう、災害危険性や防災訓練時における諸問題等を踏まえ、災害応急体制の検討・改善に努めるものとする。

④災害復興のまちづくりの研究

市は、大規模災害によって壊滅的な被害を受けた場合を想定し、被災市街地の復興、新しいまちづくりが円滑に実施できるよう、事前復興についての研究・検討を行う。

第12節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1. 基本的考え方

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進をその必要性及び緊急度に従い、年次計画を策定し、その計画に沿って実施する。施設等の整備はおおむね5箇年を目処として行う。

市は、施設整備の年次計画の策定にあたっては、施設全体が未整備であっても一部の整備により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法についても考慮する。また、施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。

2. 業務内容

①第5次地震防災緊急事業五箇年計画

市は府と協力し、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき定められた第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度～平成32年度）により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。

令和3年度以降の実施内容については、方針に基づき、第5次地震防災緊急事業五箇年計画の達成状況を考慮の上別途定めることとし、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進をその必要性及び緊急度に従い、整備計画を策定する。

②水害・土砂災害対策

市は、地震、降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止施策に努める。

第3章 地域の防災力をつける

第1節 防災意識の高揚

1. 基本的考え方

市及び関係機関は、防災活動が円滑に実施されるよう、相互に密接な連絡を保ち、単独又は共同して市民及び事業所等に対して防災教育並びに広報等を行い、防災知識の普及・啓発を進める。また、防災訓練を（仮称）ゆめみヶ丘消防施設等で実施する等し、市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得を進める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、多様な視点を踏まえた体制を整備する。

2. 業務内容

①防災知識の普及と意識啓発

市及び関係機関は、市民が災害時において自発的な防災活動を行うように、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で防災に関する教育を普及推進する。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災地理情報を活用するなど、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。特に「早期の立退き避難が必要な区域」など、被災リスクの高い区域では、ハザードマップ等で区域を明示するとともに、迅速で確実な避難の必要性や被災を想定した備え等について、より具体的な知識普及に努める。

教育・意識啓発の主な内容である、災害の知識、災害への備え、災害時の行動を次のとおりとする。

（災害の知識）

- ・ 災害の態様や危険性
- ・ 地域の地形、危険場所
- ・ 地域社会への貢献
- ・ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ・ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- ・ 応急対応、復旧・復興に関する知識

（災害への備え）

- ・ 1週間分以上の飲料水（1人1日3リットル）、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等生活物資の備蓄
- ・ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ・ 負傷防止や避難路の確保の観点からの家具等の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- ・ 避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡方法等の確認
- ・ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ・ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加
- ・ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- ・ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

（災害時の行動）

- ・ 身の安全の確保方法
- ・ 情報の入手方法
- ・ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- ・ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動

- ・津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
- ・地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- ・避難行動要支援者への支援
- ・心肺蘇生法、応急手当の方法
- ・自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- ・自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ・災害緊急事態が布告され内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- ・初期消火、救出救護活動
- ・避難生活に関する知識

②学校教育・生涯教育における防災教育

幼児・児童・生徒の安全確保に万全を期するため、学校園及び保育所において、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。また、生涯学習活動における社会教育事業において、災害予防及び災害時の対応に関する教育・学習を行うとともに、ボランティアについての知識の普及・啓発に努める。

学校は、登下校時の対応を含め、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、防災計画を作成するとともに、教職員の研修、備蓄品を整備するなど、校内防災体制の確立に努める。

③市民の防災訓練

市民、事業所による防災訓練の実施を計画し、広範な市民等の参加を促進する。

町会、あるいは小学校区単位で、主体的に初期消火、避難誘導、炊き出し活動、救護活動及び指定避難所開設等の防災訓練を実施し、地域における自主防災力の向上を図る。また、避難訓練の実施に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児・妊産婦、病弱者等の保護に配慮した訓練計画を実施する。

④防災広報の実施

市は時期に応じた防災知識普及のため、広報紙等に関係記事を掲載するほか、チラシ等の配布・ポスターの掲示、CATV放送、インターネット及び広報車等を利用して防災意識の高揚を図る。

⑤南海トラフ地震防災対策に係る相談窓口の設置

市及び府は、南海トラフ地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制整備を図る。

第2節 自主防災活動

1. 基本的な考え方

地域における災害の未然防止や拡大防止を図るため、災害発生直後の初期消火、人命救助等が非常に重要であるが、大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、行政を中心とした組織的な対応が遅れることが予想される。そのため、市及び防災関係機関は、市民の共助に基づく自主防災組織の育成を促進し、(仮称)ゆめみヶ丘消防施設等での訓練等を通じて連携を深め、大規模災害に的確に対処できるよう技術の向上と組織の強化を図る。また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造若しくは保有する工場・事業所等についても、事業所等自らの防災組織を編成し、大規模な災害等に備えるものとする。

2. 業務内容

①防災福祉コミュニティの育成

地域社会において防災に関する啓発及び自主的な防災活動を促進し、火災その他の災害による被害の防止と軽減を図るため、防災福祉コミュニティの組織化及び育成を進める。

防災福祉コミュニティは、それぞれの組織において事業計画及び組織構成等について規約を定めて活動を行う。また、地域包括支援センター・ケアマネジャー等との連携を図り、高齢者等の避難行動に対する理解の促進や支援体制の構築に努める。市は、各地域のリーダーの育成や防災に関する専門家の活用を図るなど、地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る支援を行う。

(防災福祉コミュニティの活動内容)

・平常時の活動

- ア. 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催等）
- イ. 災害発生の未然防止（消火器等の防災用品の頒布あっせん、家具の固定、建物や塀の耐震診断等）
- ウ. 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・指定避難所・津波避難ビル等の把握、防災資機材や備蓄品の管理等）
- エ. 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・指定避難所開設運営・炊出し訓練等）
- オ. 復旧・復興に関する知識の習得

・災害時の活動

- ア. 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への救助等）
- イ. 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ウ. 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火等）
- エ. 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報等の市民への周知等）
- オ. 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ. 指定避難所の自主的運営

②事業所等の自主防災組織の整備

市及び府は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災

体制を整備するよう啓発する。また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

③救助活動の支援

市、関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

④地区防災計画の策定等

「自助・共助」による自発的防災活動を促進し、底上げ型で地域における防災力を高めるため、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者は、当該地区における防災活動に関する計画を、地域防災計画に定めることを防災会議に提案できる。

岸和田市防災会議は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定め、実施に努める。なお、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進していく。

第3節 避難行動要支援者支援体制の整備

1. 基本的考え方

高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく、被害を受けやすい条件にあるため、市及び関係機関は、避難行動要支援者への配慮を行った施設等の整備や地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

2. 業務内容

①避難行動要支援者の支援体制の整備

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行う等、地域の実情に応じた避難行動要支援者支援体制の整備を推進するため、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、支援体制の整備を図る。

<避難行動要支援者>

避難行動要支援者とは、岸和田市に居住し、生活の基盤が岸和田市内の自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (ア) 1級又は2級の身体障がい者手帳を所持する視覚障がい者（児）、聴覚障がい者（児）、肢体不自由者（児）
- (イ) A判定の療育手帳を所持する者（児）
- (ウ) 要介護3・4・5の認定を受けている者
- (エ) 1級の精神障がい者保健福祉手帳を所持する者（児）
- (オ) 岸和田市に居住し、生活の基盤が自宅にある「要配慮者※」の中で、自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した者

※要配慮者

災害発生時に、自分の身を守るための行動が取りにくい人々のことで、障がい者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人等をいう。

<避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供>

市は、要配慮者のうち、避難行動要支援者の要件を満たす対象者を把握するため、市関係部局が保有する情報を集約し、災害発生時等に特に避難支援を必要とする「避難行動要支援者」について、避難行動要支援者名簿を作成する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

また、名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた者の名簿情報を、平常時から避難支援等関係者へ提供する。

※避難支援等関係者

町会・自治会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、社会福祉協議会、地区福祉委員会、警察署、ボランティア団体等

<名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法>

避難行動要支援者の支援にあたっては、氏名や住所等の基本情報のほか、身体状況等の自力避難

が困難な要因について把握する必要があるため、以下に掲げる情報を本人及び市関係部局が保有する情報を集約し、把握するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号・携帯電話
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 緊急連絡先
- (ク) 所属自治会、町会等

<避難行動要支援者名簿更新・管理>

市は、避難行動要支援者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行い、常に名簿情報を最新の状態に保つよう努めながら、関係部局と情報を共有し、避難支援等関係者に情報を提供する。また、庁舎の被災等の事態においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

<名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置>

避難行動要支援者名簿に記載された情報の適正な管理を行うため、避難行動要支援者名簿情報の提供した避難支援等関係者に対し、当該個人情報と正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう指導するとともに、「岸和田市情報セキュリティポリシー」に基づき、当該個人情報の適切な管理を徹底する。

<避難行動要支援者への情報伝達>

市は、防災行政無線、携帯メールサービス（おおさか防災ネット、エリアメール）、広報車両、ケーブルテレビ、コミュニティFM、市ホームページ、ツイッター・フェイスブックによる広報等様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ高齢者等避難等の防災情報を提供する。

<避難支援等関係者等の安全確保の措置>

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決め、周知することに努める。

②福祉避難所の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者と協議により、避難行動要支援者が相談や介護、医療的ケア等の必要な生活支援を受けられる等、安心して避難生活を送れる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定に努める。また、支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

③要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者（児）のほか、難病患者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するように努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、多様な視点に十分配慮するよう努める。

④外国人に対する支援体制整備

市は、大阪府国際交流財団（OFIX）や地域国際化協会と連携し、市内在住の外国人に対しての防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導に際し、多言語化や「やさしい日本語」、災害時通訳・翻訳ボランティア等を活用した支援体制を整備する。

外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向け観光案内所等での多言語対応を充実するとともに、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用した情報発信に努める。

第4節 ボランティア環境の整備

1. 基本的考え方

市及び関係機関は、平常時より府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、ボランティア意識の高い社会づくりに努める。またNPO・ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会等やNPO・ボランティア団体等との連携を図り、災害時にNPO・ボランティア活動が円滑に行われるように、活動環境の整備を図る。

2. 業務内容

市は、平常時から災害時に活動するNPO・ボランティアの受け入れ、活動の調整を行うための窓口設置及び運営について、府及び岸和田市社会福祉協議会等と連絡調整に努めるとともに、府が行うNPO・ボランティアの事前登録の普及・啓発に努める。また、NPO・ボランティア活動の中核を担えるコーディネーターの養成を進めるとともに、災害時のNPO・ボランティアに対する活動上の安全確保、活動拠点や情報の提供について計画する。

第5節 企業防災の促進

1. 基本的考え方

事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に、事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて、事前に計画を定めておく。

2. 業務内容

事業者は事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、緊急地震速報受信装置等の活用、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し等を実施する等、防災活動の推進に努める。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取り組みを支援する。中小企業等に対しては、市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

また、市は企業等との連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、活用可能な輸送拠点等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築する。

第3編 災害応急対策編

第1章 活動体制の確立

第1節 配備体制

1. 基本的考え方

地震の規模や風水害、雪害等の程度に応じて必要な配備体制をとる。

2. 業務内容

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害の程度に応じた体制（レベル1からレベル5）を敷き、災害対応にあたる。

災害の程度に応じて、参集する職員、参集場所をあらかじめ定める。

参集職員だけで対応できない場合は応援職員を確保する。また、災害対応が長期化した際には、適切に交代要員を運用し、長期的な活動への対応を図る。

職員の健康管理及び安全を確保して災害対策を行う。

表1-1 配備体制

	区分	参集職員数	配備体制要件				
			地震	津波	気象	高潮	土砂災害
初動対応	レベル1 事前準備体制 (事前準備室)	約30人		<注意報> 自動参集 所属部署	<警報> 自動参集 所属部署	<注意報> 自動参集 所属部署	
	レベル2 初動対策体制 (初動対策室)	約100人	<震度4> 自動参集 初動対策室	<注意報> 参集指示あり 初動対策室	<警報> 参集指示あり 初動対策室	<警報> 自動参集 初動対策室	<警戒情報> 自動参集 初動対策室
災害対応	レベル3 A号体制 (災害対策本部)	約600人 (全職員の1/4)	<震度4> 参集指示あり 所属部署	<警報> 自動参集 指定場所※	<警報> 参集指示あり 所属部署	<警報> 参集指示あり 所属部署	<警戒情報> 参集指示あり 所属部署
	レベル4 B号体制 (災害対策本部)	約1200人 (全職員の1/2)	<震度5弱以上> 自動参集 指定場所※	<警報> 参集指示あり 指定場所※	<特別警報> 自動参集 所属部署	<警報> 参集指示あり 所属部署	<警戒情報> 参集指示あり 所属部署
	レベル5 C号体制 (災害対策本部)	約2300人 (全職員)	<震度6弱以上> 自動参集 指定場所※	<大津波警報> 自動参集 指定場所※	<特別警報> 参集指示あり 所属部署	<特別警報> 自動参集 所属部署	<警戒情報> 参集指示あり 所属部署

配備体制要件の「気象」は地震、津波、高潮、土砂災害を除く気象警報等である。

(注) 各部の本部常駐担当者は、本部事務局の参集場所へ参集することとする。

各部構成員の具体的な参集場所については、別にマニュアルに定める。

	本部事務局	食料物資部	福祉救護部	生活基盤部	避難支援 学校部	上下水道部	消防本部	再建支援部
指定場所	消防本部 3階	総合体育館 2階 弓道場	保健 センター 3階 会議室	総合体育館 2階 会議室	東岸和田市 民センター 4階 大会議室	八木市民 センター 2階 会議室 1A/1B	消防本部	桜台市民 センター 3階 全フロアー

第2節 組織体制の立ち上げ

1. 基本的考え方

災害時の組織を円滑に立ち上げ、応急対策を速やかに実施するため、各組織の体制、所掌事務、設置・運営基準を規定する。

2. 業務内容

①災害初動対策室の設置から廃止まで

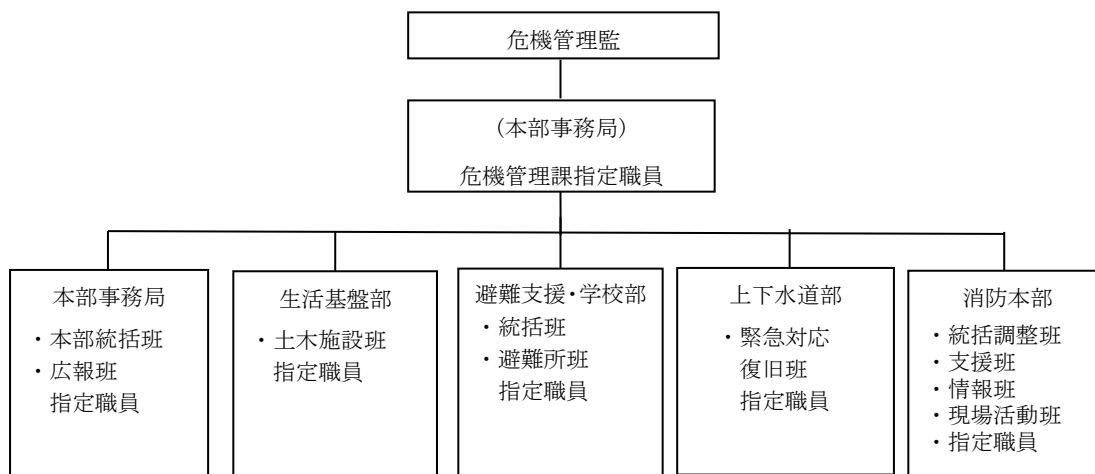
災害が発生するおそれがある場合で、災害対策本部が設置されるまでの間において、災害情報等の迅速な収集・連絡と必要な措置を講ずるために設置し、警戒体制への準備を行う。

災害初動対策室は、危機管理部危機管理課に設置し、危機管理監はその旨を市長に報告する。また、勤務時間外等で緊急を要する場合には、消防次長が消防本部内に暫定的に設置し、迅速な初動対策を講ずる。

危機管理監は、次の場合、市長の指示に従い災害初動対策室を廃止する。

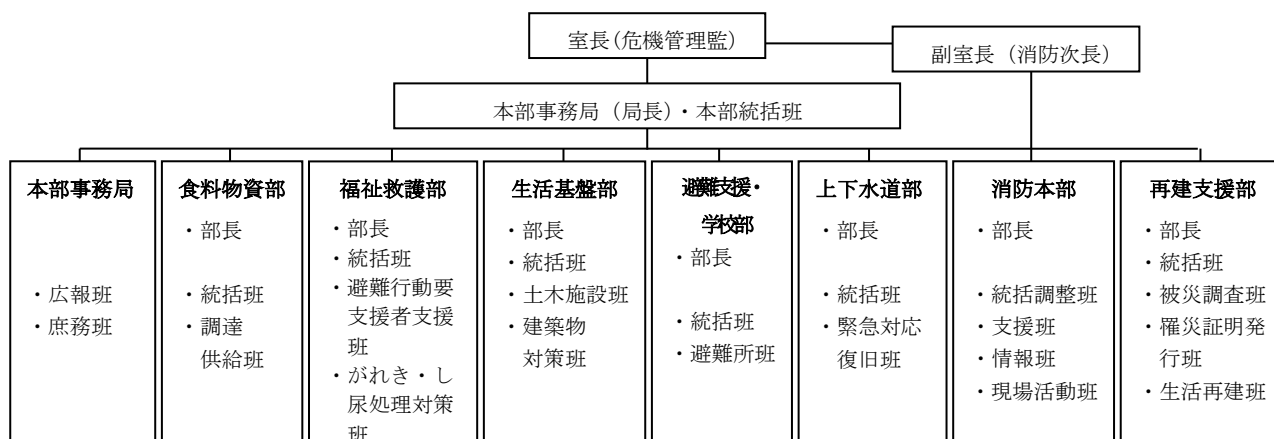
- ・災害対策本部が設置されたとき
- ・災害対策の必要性が認められなくなったとき

図 1-1 事前準備体制組織（レベル1）



※指定職員については、各課において予め定める。

図 1-2 災害初動対策体制組織（レベル2）



災害応急対策編

②災害対策本部の組織及び所掌事務、設置・運営基準

災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合に、総合的な応急対策を行うため設置し、被害情報の収集・伝達、避難指示、災害応急対策、二次被害の防止、応急復旧等を行う。

なお、災害対策本部室には本部設置と同時に必要な機材を備え付け、災害情報の収集・集約に努める。

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは本部を廃止する。本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、知事、防災関係機関、報道機関、市民等にその旨を通知する。

③現地災害対策本部の設置

現地災害対策本部は、被害状況に応じて本部長が各市民センター等に設置し、本部長が指示する業務を行う。

④本部会議

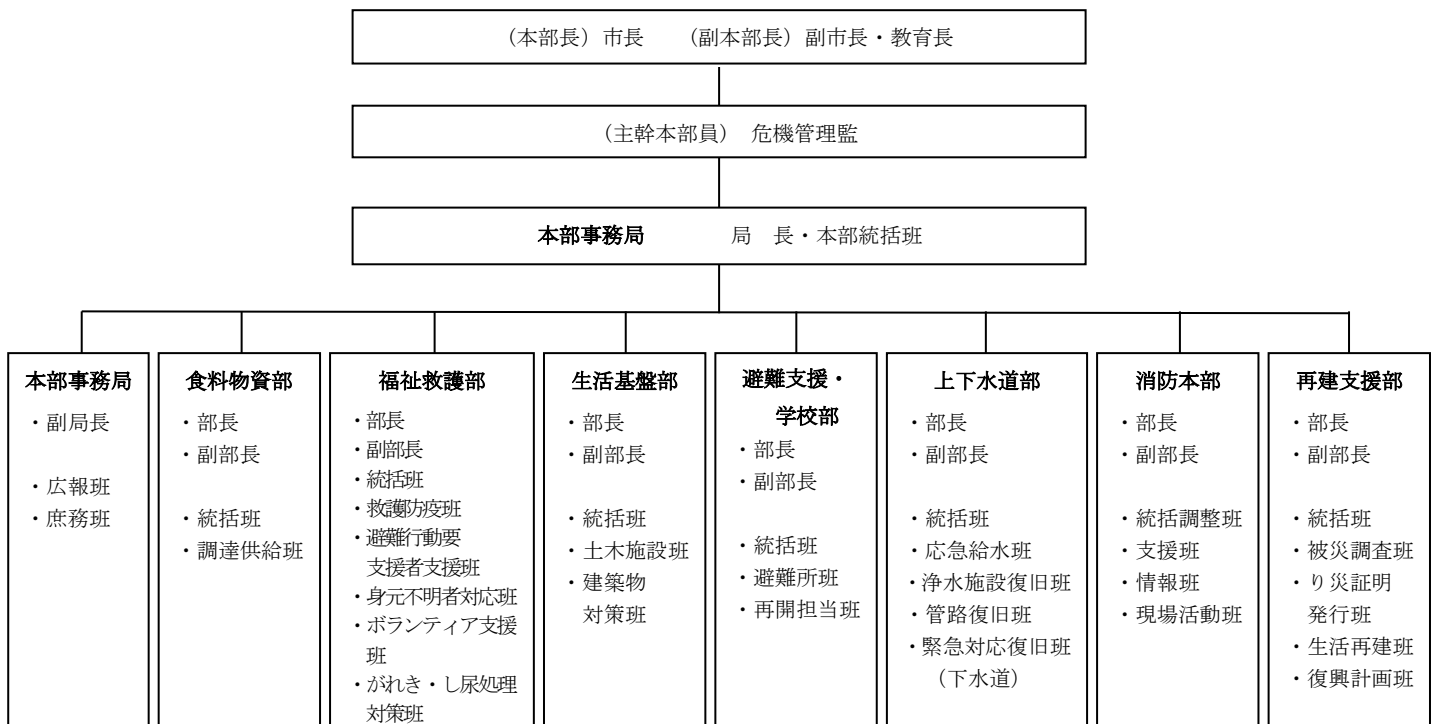
本部会議を災害対策本部のもとに設置し、防災活動の基本方針を協議決定する。

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長の招集によって開催する。なお、初動期において本部会議を招集するまでの間は、災害初動対策室で応急対策を協議決定する。

本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

- ・ 災害予防及び災害応急対策の推進に関すること
- ・ 配備体制の決定に関すること
- ・ 自衛隊派遣の要請に関すること
- ・ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用要請に関すること
- ・ 災害対策に関する重要なこと
- ・ その他災害に関する重要な事項

図 1-3 災害対策本部組織（レベル 3～レベル 5）



災害応急対策編

表 1-2 配備体制及び職員動員基準

体 制			参集職員	
初動対応	レベル1 事前準備体制 (事前準備室)	本部事務局	本部統括班 広報班	危機管理課指定職員 広報広聴課指定職員
		生活基盤部	土木施設班	農林水産課指定職員 産業政策課指定職員 ※1 建設管理課指定職員 高架事業・道路整備課指定職員 水とみどり課指定職員
		避難支援・学校部	統括班 避難所班	教育総務課指定職員 ※2 生涯学習課指定職員 ※2
		上下水道部	緊急対応復旧班	下水道整備課指定職員 下水道施設課指定職員
		消防本部	統括調整班 支援班 情報班 現場活動班	消防本部警備課指定職員 消防本部総務課指定職員 消防本部予防課指定職員 消防本部消防署指定職員
	レベル2 初動対策体制 (初動対策室)	本部事務局	主幹本部員（初動対策室） 本部事務局長 本部統括班 広報班 庶務班	危機管理監 総務部長 ※1 危機管理課長・指定職員 IT推進課長・指定職員 ※1 広報広聴課長・指定職員 財政課長・指定職員 ※1 総務管財課長・指定職員 ※1 人事課長・指定職員 ※1
		食料物資部	食料物資部部長 統括班 調達・供給班	市民環境部長 ※1 自治振興課長・指定職員 ※1 市民課長・指定職員 ※1
		福祉救護部	福祉救護部部長 統括班 避難行動要支援者支援班 がれき・し尿処理対策班	福祉部長／保健部長 ※1 福祉政策課長・指定職員 ※1 介護保険課長・指定職員 ※1 環境課長・指定職員 ※2
		生活基盤部	生活基盤部部長 統括班 土木施設班 建築物対策班	建設部長／魅力創造部長 都市計画課長・指定職員 農林水産課長・指定職員 産業政策課長・指定職員 ※1 建設管理課長・指定職員 高架事業・道路整備課長・指定職員 水とみどり課長・指定職員 建設指導課長・指定職員
		避難支援・学校部	避難支援・学校部部長 統括班 避難所班	教育総務部長 教育総務課長・指定職員 生涯学習課長・指定職員
		上下水道部	上下水道部部長 統括班 緊急対応復旧班	上下水道局長 上下水道局総務課長・指定職員 下水道整備課長・指定職員 下水道施設課長・指定職員
		消防本部	消防本部部長 消防本部副部長（初動対策室副室長） 統括調整班 支援班 情報班 現場活動班	消防長 消防次長 消防本部警備課長・指定職員 消防本部総務課長・指定職員 消防本部予防課長・指定職員 消防本部消防署長・指定職員
		再建支援部	再建支援部部長 統括班 被災調査班 罹災証明発行班 生活再建班	総合政策部長 ※2 企画課長・指定職員 ※2 固定資産税課長・指定職員 ※2 市民税課長・指定職員 ※2 福祉政策課長・指定職員 ※2
		災害対応	レベル3 A号体制（災対本部）	全部課長・職員の1/4
	レベル4 B号体制（災対本部）		全部課長・職員の1/2	
	レベル5 C号体制（災対本部）		全職員	

○ 指定職員については、各課の事務分掌による災害応急対策の実施に必要な要員を確保する。

レベル1※1 産業政策課指定職員は、津波注意報・高潮注意報発表時に参集する。

レベル1※2 教育総務課・生涯学習課指定職員は、避難所開設時に参集する。（本部事務局より指示あり）

レベル2※1 対象職員は、本部事務局から参集命令があった場合にのみ参集するものとする。

レベル2※2 福祉救護部・がれきし尿班及び再建支援部については、被災した場合に参集（本部より指示あり）

※下水道施設課・消防本部（警備課・予防課・消防署）職員は所属部所において災害対応にあたる。

第3節 災害情報の収集・伝達

1. 基本的考え方

災害対策本部長が状況判断し、災害対策方針を決定するために必要な情報を収集、とりまとめ、伝達を行う。

2. 業務内容

①気象警報・注意報等の伝達

気象庁等から発表される気象警報・注意報等や、二次災害に結びつくその他災害情報を、迅速かつ的確に収集し、伝達する。気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び広報車、その他伝達手段を複合的に活用し、市民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等へ迅速かつ的確な伝達に努める。

特に、台風による大雨など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達する。

<気象予警報>

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、参考となる警戒レベルを附すほか、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

<土砂災害警戒情報>

府及び大阪管区気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。

<大津波警報・津波警報・注意報>

気象庁は、地震の発生後、津波の可能性を迅速に判定し、必要に応じて津波警報等を発表する。その際、津波警報等の第一報は市民等の避難行動の根幹をなす情報となることから、地震の規模がマグニチュード8を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては過小推計とならないような発表方法を講じ、その後詳細な状況が明らかになった時点で津波高さの予測値についてより確度の高い津波警報等に更新する。

<緊急地震速報>

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

②被害情報の収集伝達

災害発生後、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、津波警報、ライフラインや公共施設等の被害の有無とその範囲及び医療機関にいる負傷者の状況等、被害規模を推定するための情報収集を各機関と連携して行い、応急対策体制の確立等の判断に役立てる。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、府、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

③情報のとりまとめ・報告

災害対策本部内で情報を共有するとともに、府防災行政無線、府防災情報システム（O-d i s）等を用いて必要な情報を整理してとりまとめ、府等にも報告する。

第4節 通信手段の確保

1. 基本的考え方

災害に伴う被害状況及び応急対策状況の収集、災害情報の伝達等を確実にを行うため、市防災行政無線、府防災行政無線、府防災情報システム（O-d i s）、各機関・事業所専用の無線電話等を利用する等、効果的な通信体制を整える。また通信機器の管理・運用について定める。

2. 業務内容

①通信手段の確保

災害対策本部は、災害後直ちに通信手段を確保するため、通信手段の機能確認及び支障が生じた場合には通信手段の復旧を行う要員を現場に配置し、災害時の主要な通信手段である有線電話及び防災行政無線を使用できる状態にする。また、その他の通信手段についても同様に確保する。

停電時においては、広報車ほか電源喪失時に備えた通信手段を駆使し、迅速かつ確実な情報伝達体制を構築する。

②通信機器の管理・運用

通信機器の点検・修理を行うとともに、オペレータを確保する。

第5節 災害広報・広聴活動

1. 基本的考え方

市は、府、防災関係機関と相互に協議調整し、市民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて、提供する。

被災状況及び災害応急対策の内容等について、広報を実施するとともに、市民等からの問い合わせに対応する体制をつくる。

2. 業務内容

①広報活動

災害対策本部に集まる情報を整理・分析し、各種広報手段の活用、報道機関や町会・自治会等の協力を得て、市民に情報提供を行う。

平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。また緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

②広聴活動

市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を開設する等、積極的に広聴活動を実施する。

第6節 広域的応援体制

1. 基本的考え方

被害程度が甚大で市だけでは対応が不可能と判断される場合は、全壊家屋数や死傷者数等の具体的な被害状況が把握できない場合であっても、「広域応援要請マニュアル」に基づき迅速に府及び関係機関等に対し応援・協力の要請をするとともに、受け入れ体制を整備する。

2. 業務内容

① 応援要請

災害応急対策を実施する上で、市だけでは対応が不可能と判断される場合には、速やかに関係機関（府、他都道府県、協定締結市、他の消防機関等）への応援要請を行う。また、応急措置を講ずるため必要があると認めるときは、府知事に対して自衛隊の派遣を要請するように求めるものとする。通信の途絶等により、知事に対して自衛隊要請の要求ができない場合は、直接陸上自衛隊第3師団長に災害の状況を通知し、その旨を速やかに知事に通知する。

府は、府単独で十分被災者に対する救助等の応急措置ができない場合には、迅速に関西広域連合、全国レベル、関西圏域内及び他ブロックへの応援を要請する。

府は、被災者の生活状況や支援ニーズの変化に対応したきめ細かな支援を行えるよう、関西広域連合に対し、必要な救援物資の提供、情報収集・災害応急活動に必要な職員の派遣、避難者・傷病者の受け入れ、ボランティア活動の促進、帰宅困難者への支援及び災害廃棄物処理の推進等の支援を要請する。また、全国都道府県等へは、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供またはあっせん等の応援を要請する。

② 応援の受け入れ

府、他都道府県、他市町村、指定地方行政機関等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。また受け入れのために、必要に応じて連絡所等の設置、資機材等の準備、臨時ヘリポートの準備、部隊の展開や宿営のための拠点の確保等を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

なお、緊急消防援助隊の展開や宿営は、基本的に（仮称）ゆめみヶ丘消防施設とする。

③ 広域一時避難

市は、災害の規模、被災者の避難・受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受け入れが必要であると判断した場合において、市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。避難者の生命、身体保護のため必要と認めるときは、関係機関と緊密な連携を図り、市保有の車両等により移送を行うものとし、他の市町村に移送が必要となり、市で対応できない場合は、知事に応援を要請するものとする。

また、府は、他の都道府県から被災住民の受け入れの協議を受けた場合は、被災住民の受け入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民

を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。そのため、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

④広域応援の支援

市は、府又は他市町村から応援の要求を受けた場合は、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

第7節 災害緊急事態

1. 基本的考え方

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域が関係地域の全部または一部となった場合、市、府はじめ防災関係機関は、政府が定める対処方針に基づき、応急対策を推進し、経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2章 初動期活動

第1節 津波対策

1. 基本的考え方

津波の来襲が予想される場合は、津波避難計画に基づき、津波情報等の収集・把握に努めながら、岸和田警察署及び第五管区海上保安本部、岸和田海上保安署と協力して、津波避難対象地域への避難指示、避難誘導等の必要な措置を講ずるとともに、水防活動を迅速かつ効果的に行う体制を確立し、関係機関と連絡調整を図り、浸水被害や二次災害を軽減させるための措置を行う。

2. 業務内容

①避難対策等

大津波警報あるいは津波警報又は津波注意報を覚知したとき、あるいは震度4以上の強い揺れ、または揺れが小さくても長時間にわたって揺れが続いた場合等、津波避難対象地域の住民や釣り人、観光客、ドライバー等に対して速やかに的確な避難指示を行うとともに、高台等の安全な場所に誘導する措置を講ずる。(ただし、津波注意報については、漁業・港湾従事者、沿岸施設利用者等を念頭に、基本的に海岸堤防より海側の地域を対象とする。)

避難指示及び避難誘導等を行う場合は、市防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む。)や広報車等の活用、水防団及び自主防災組織等との連携等、あらゆる手段により市民等へ周知する。周知にあたっては要配慮者に配慮して行うものとする。

②水防・消防活動

水門等の管理者と連絡を密にし、必要な場合は閉鎖して、以後、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行うものとする。また、市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の閉鎖等の措置を講ずる。資機材の調達は、資機材倉庫の資機材を優先的に活用し、なお不足する場合には現地調達あるいは関係業者等から調達を行う。

水防危険箇所については、水防工法等により応急措置を講ずるとともに、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止する等の措置を講ずる。

消防本部は、津波からの円滑な避難の確保等のため、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等を実施する。

③船舶及び住民への周知活動

阪南港在港船舶及び阪南港周辺海域の安全を確保するため、海難防止に必要な措置について、第五管区海上保安本部(運用司令センター)、岸和田海上保安署(阪南港長)から発せられる情報の収集・把握を進める。

第五管区海上保安本部、岸和田海上保安署(阪南港長)が、阪南港在港船舶及び阪南港周辺海域に対して行う避難指導等の周知活動に協力するとともに危険事態に伴う付近住民等への避難措置、その他災害の拡大防止に必要な措置を講ずる。

その他必要と認められる津波情報等を漁業協同組合等に通報し、必要な措置を講ずるよう周知する。

④津波による海上漂流者等救出活動

第五管区海上保安本部、岸和田海上保安署は、関係機関と緊密な連携を行い、津波により被災した海上漂流者等の救出活動等を実施する。

⑤流木対策活動

阪南港木材防災対策協議会は、津波のおそれがある場合には、貯木場内の木材係留の整理、厳重な捕縛等、貯木の流出防止に必要な措置を講ずる。

阪南港木材防災対策協議会が、貯木の流出防止に必要な措置を関係業者等に対して警告・指導を行った場合は、その措置の実施について協力するとともに、危険事態に伴う付近住民の避難措置、その他災害の拡大防止に必要な措置を講ずる。

⑥危険物等災害対策

津波による危険物等災害の被害を最小限にとどめるため、施設の管理者等及び関係機関との緊密な連携を行い、危険事態に伴う付近住民等の避難措置、その他災害の拡大防止に必要な措置を講ずる。

⑦ライフライン事業者の活動

ライフラインに関わる事業者は、応急対策を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、二次災害の防止等の対策を実施する。

⑧交通対策

(道路)市、府公安委員会、岸和田警察署長及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行う。

(海上)第五管区海上保安本部及び岸和田海上保安署(阪南港長)は、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。また、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止するものとし、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

(鉄道等)列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。また、鉄道及びバス、フェリー等旅客船の事業者は、列車等の乗客や、駅等のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

⑨市が管理又は運営する施設に関する対策

市は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

市は、自ら管理・運営する庁舎・学校等不特定かつ多数の者が出入りする施設においては、円滑な避難行動を取り得るよう、入場者に津波警報、避難場所や避難経路、津波避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を伝達する。

市の定める津波避難対象地域に学校がある場合、避難の安全に関する措置等を講ずる。また、障がい

災害応急対策編

者、高齢者等、避難行動要支援者の安全の確保のために必要な措置を講ずる。

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、安全に避難する必要な措置を行うほか、災害対策本部開設に必要な資機材を確保する。

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断することとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第2節 風水害及び土砂災害警戒活動

1. 基本的考え方

大雨や台風、土砂の流出や崩壊による被害を軽減するため、正確な気象情報等を収集し、状況に応じた監視・警戒活動を実施する。

2. 業務内容

①風水害警戒活動

水防機関と連携し、管内雨量観測所、ため池水位観測所、河川水位観測所及び潮位観測所等の雨量・水位、気象情報等を収集し、監視・警戒活動にあたる。

風水害が発生するおそれが高まると予想される場合には、速やかに市民に対して避難指示等の措置を講ずる。

②土砂災害警戒活動

土砂災害による被害を防止、軽減するため、土砂災害警戒情報や土石流雨量監視局・観測局等の雨量、気象情報等を収集し、監視・警戒活動にあたる。

また、災害により被害を受け危険と認められる場合は、府関係部署と連携し、適切な工法により応急措置を講じ、危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立ち入りを禁止する等の措置を講ずる。

土砂災害のおそれが高まると予想される場合には、速やかに市民に対して避難指示等の措置を講ずる。

③水防活動

洪水、雨水出水又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

水防管理団体等と連携して重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに土のう積みなど水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。また、河川管理者等と連携し、必要に応じて警戒区域を設定し、立ち入り禁止や退去等の措置を行う。

第3節 消火・救助・救急活動

1. 基本的考え方

災害に伴う二次災害を防止する等、被害の軽減を図るため、災害発生時の消防本部の配備体制、部隊等の役割、防ぎよ・消防活動について定める。

2. 業務内容

①消防部隊の編成

消防本部は、災害に伴う被害の軽減を図るため、速やかに消防部隊を編成し、消火・救助・救急活動を実施し、消防団は、岸和田市消防団出場要領に基づき活動する。

②消防部隊の出動

災害時における消防部隊の出場については、災害の実態を把握し、災害地域に近接するものから所要の消防部隊を編成して出場するものとする。

③応急活動

初動配備体制を確立し、災害様態に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況を勘案し消火活動を実施する。

岸和田警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

関係機関との活動に際しては、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図る。

④広域応援の要請

市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合又は資機材が必要な場合は、予め協定等を締結した府下消防機関に応援を要請し、迅速かつ的確な対応を図る。

本市全域災害等で必要な場合は、緊急消防援助隊の派遣等、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定により知事にその旨を報告し、防災活動及び応急業務の応援を要請する。

⑤惨事ストレス対策

救助・救急または消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施を進める。

第4節 医療救護

1. 基本的考え方

岸和田市医師会等の協力を得る等、医療救護要員の確保に努める。また、医療機関、医療救護要員の広域的な活用を図るべく、搬送体制や医療機関の連携体制を確立し、迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

2. 業務内容

①災害時医療活動体制の確立

災害状況等を踏まえ、岸和田市医師会等へ医療救護チームの編成を要請するとともに、災害時拠点病院や市民病院に医療救護チームの編成を通知する。また、災害状況に応じ、府、日本赤十字社大阪府支部への災害医療救護チームの派遣の要請を行う。

被災地域内の医療機関等は、病院建築物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じて、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。

②災害医療情報の収集・提供活動

医療関係機関と密接な連携のもと、大阪府救急災害医療情報システムや医療情報連絡員の制度を活用して、市外の医療施設の被害状況や空床状況等、災害医療情報を迅速かつ的確に把握し、適切な応急医療活動や後方医療活動を実施する。

③現地医療救護活動

救護所の開設決定に伴い岸和田市民病院は救護班を編成し、救護活動を実施する。また、市は状況に応じて岸和田市医師会、岸和田保健所に救護班の編成・派遣を要請する。

府等に医療救護班の派遣要請を行ったときは、府（保健所〔保健所内に保健医療調整本部が設置された場合は、保健医療調整本部を指す。以下、この節において同じ〕及び府災害医療コーディネーター）の支援・協力のもと救護所への配備調整を行う。医療救護班は、保健センターや保健所等と連携し、被災者に保健師等の巡回相談等による健康管理対策を実施し、救護所や病院、福祉避難所等と連携して対処する。また、感染症の予防、生活環境の向上を働きかけるとともに、必要に応じて被災者の心の健康問題に対処するための心のケアや口腔ケア等を実施する。

④後方医療活動及び広域搬送の支援要請

被災地域内において医療を確保することが困難な場合、あるいは個別疾病に対する専門医療が必要な場合は、府と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。また、ヘリコプター等、広域搬送手段によって必要な傷病者の搬送を実施する。

⑤医薬品の確保、供給活動

市民病院等における備蓄のほか岸和田市医師会等の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府及び事業者に対して要請を行い確保する。

第5節 物資調達・輸送管理

1. 基本的考え方

被災者の生活を維持するため、備蓄物資の活用や府等への要請、民間業者の協力により、必要な物資を調達する。また物資を円滑に輸送するため、緊急車両等の輸送手段を確保する。

2. 業務内容

①物資調達

被災者の生活に必要な食料・生活必需品等を、備蓄物資の活用や、府、民間業者等への協力要請により調達する。

②輸送管理

物資輸送のため、車両等の輸送手段や物資集積地等を確保するとともに、必要な場合はヘリコプター等の航空輸送手段、海上輸送手段を確保する。

第6節 交通輸送対策

1. 基本的考え方

道路の応急復旧、鉄道施設の応急復旧、海からの輸送等を含めた緊急輸送のための交通確保と緊急輸送体制の確立を行う。

2. 業務内容

①道路の応急復旧等

災害等により道路施設に被害が発生したとき、道路管理者は、交通の安全と施設保全及び被災地における交通確保のため、迅速に応急措置を講ずる。

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、復旧計画による優先順位に基づく緊急交通路から、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。なお、橋りょう等、復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

②鉄道施設等の応急復旧等

災害等により、鉄道施設に被害が発生し、危険な状況が予想され、又はこれを発見したとき、施設管理者は交通の安全と施設保全及び被災地の交通確保のため、速やかに応急措置を講ずる。

③緊急輸送のための交通の確保

災害初動期においては、緊急に必要となる各種物資（飲料水・食料・衣類・寝具等の日常生活に必要となる物資、あるいは救助活動に必要となる物資等）を搬送するため、府、市、警察、道路管理者及び港湾管理者は、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定に基づく海上交通、ヘリコプター等、使用可能な交通・輸送ルート及び地域内輸送拠点を確保し、周知する。

交通規制は、道路の啓開・復旧活動と十分に調整を図りながら行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。

府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者及び港湾管理者に対し、緊急通行車両や立ち往生車両等の運転者等に対し通行確保区間の指定、放置車両等の移動等について要請するものとする。また、道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、放置車両や立ち往生車両等の運転者等に対し移動等の命令を行い、運転者が居ない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

④緊急輸送体制の確立

災害初動期において緊急に必要となる物資等の輸送需要に対処するため、必要な人員、輸送用車両及び燃料を確保する。

備蓄物資等の救助物資及び救援物資の配送を、円滑かつ効率的に進めるため、必要に応じて配送物資拠点を開設するとともに、緊急交通路の道路状況、指定避難所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて配送を行う。また、備蓄物資、調達物資及び救援物資について、受け入れ在庫数量及び出庫配送数量等を受払簿に記載し、的確な物資管理に努める。

第7節 応急避難

1. 基本的考え方

災害による人的な被害を回避するため、避難情報を発令した場合、市民に迅速・的確に伝達する。その際、危険の切迫性・地域特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。また、市民の安全確保のため避難が必要な場合には、指定避難所を開設する。

2. 業務内容

①避難情報の発令・伝達

市は、市民の生命又は身体を災害から保護及び被害の拡大を防止するため「岸和田市避難情報の判断・伝達マニュアル」の発令基準に基づき、市民に対して避難指示等を発令する。

避難指示等の発令に際しては、市民が自らの判断で積極的な避難行動をとることができるよう、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

<緊急安全確保、避難指示>

市は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると判断される場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。また、「岸和田市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を発令する。なお、これら避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

<高齢者等避難>

知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20m/sに達する等洪水又は高潮等により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により高齢者等避難を指示する。

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「岸和田市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、高齢者等避難を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける。

なお、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

<避難情報の伝達>

避難情報は、岸和田警察署、対象地区の町会、要援護施設等に連絡するとともに、報道機関への情報提供を行い、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等、各種広報手段を活用して市民に伝達する。

②避難誘導

避難は集団自主避難を基本とし、避難誘導は、「岸和田市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に定める基準等に基づき、岸和田警察署、対象地区の町会等に協力を求めて実施する。また避難行動要支援者に配慮し、集団自主避難のほか、町会等の住民組織や関係機関等の協力を求めて、「避難行動要支援者名簿」等に基づき迅速かつ的確に安否確認し、極力優先避難させるものとして支援する。

③指定避難所の開設

避難収容が必要と判断した場合は、施設の安全性を確認した上で指定避難所を指定し、全市民に対して周知に努めるとともに、速やかに指定避難所を管理する責任者を派遣し、指定避難所を開設する。指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等の関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

指定避難所の開設にあたっては、指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。また、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等（要配慮者）についてその居場所等の情報把握に努めるとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所に指定し、また同種の施設やホテル等の民間施設を指定避難所として利用できるように検討を行う。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

④広域避難場所等の開放

建物火災、津波等により、指定避難所への災害危険性があるときは、広域避難場所等を開設し、避難した市民を受け入れる。

⑤広域一時滞在の要請

災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、

応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

⑥警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入の禁止及び退去を命ずることができる。

また、警戒区域の設定については、岸和田警察署、消防本部等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合にロープを張る等、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置するものとする。さらに、関係機関の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第8節 二次災害の防止

1. 基本的考え方

被災した建築物や構造物の事後倒壊、がけくずれ等による二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定による宅地の危険度調査、被災建築物応急危険度判定による建築物の危険度調査、橋りょう等構造物の安全確認、危険物施設の有害、物質漏洩による危険の有無等、必要な調査確認作業を迅速に実施するとともに、二次災害への備えについて市民への啓発を進める。

2. 業務内容

①被害情報の収集・伝達

被災家屋の危険度調査やがけ崩れ等の危険箇所調査等については、調査体制を早期に確立し、必要な情報の収集・伝達を行う。また、岸和田警察署や道路・河川管理者、ため池管理者等、あるいは関西電力（株）・大阪ガス（株）等の関係事業者との密接な連携により二次災害等の被害拡大に関する情報の収集・伝達を行う。

②公共施設の応急対策

公共施設の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物・構造物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施するとともに、警戒区域の設定等について関係機関と協議を速やかに行う。

③民間建築物等

被害状況を府に報告するとともに、対象とする区域、宅地、建築物等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士及び判定コーディネーターの派遣を要請する。応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地、建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

応急危険度判定に際しては、民間の保険損害調査などとの目的や必要性の違い、実施時期の違い等について、被災者に説明するよう努める。

また、建築物等への被害による有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

④危険物施設等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

危険物施設等の管理者は、爆発や漏えい等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。市及び府は、必要に応じて、立入検査を行う等、適切な措置を講ずる。

危険物施設等の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施し、また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

⑤放射性同位元素に係る施設等

放射性同位元素に係る施設の設置者等は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視等を実施する。

放射性同位元素に係る施設の設置者等は、施設の倒壊等によって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施し、また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第9節 遺体対策

1. 基本的考え方

岸和田警察署、医療機関等との協力のもとに、災害により犠牲となった遺体の収容と遺族側で対応が困難、もしくは不可能な遺体の対策を実施する。

2. 業務内容

①遺体を発見した場合の措置

遺体を発見した場合は、速やかに岸和田警察署に連絡し、遺体は検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。また、施設管理者及び岸和田警察署等と連携を図り、遺体安置所に隣接する場所に検視（死体調査）、検案のための場所の確保を図る。

身元不明死体については、岸和田警察署等と連携のうえ、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い、検案後遺留品等を保存する。

②遺体安置所の設定等

多くの遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢で適切な場所を遺体安置所に設定し、関係機関と連携して検視、検案等必要な措置を行うための環境整備を図る。

③遺体の処理

検案終了後、必要に応じて遺体の処理を行い、身元の判明した遺体は遺族に引き渡す。

④遺体の火葬

遺族が遺体の埋火葬を行うことが困難な場合は火葬する。

⑤府への要請

市による遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第10節 帰宅困難者・被災観光客対応

1. 基本的考え方

本市滞在中に被災した帰宅困難者及び被災観光客に対して、鉄道、バス及び関係事業者や市民等の協力を得ながら必要な対応を実施する。

2. 業務内容

①帰宅困難者の発生の抑制

市は帰宅困難者の行動基本原理である「むやみに移動を開始しない」ことを周知するとともに、帰宅困難者に冷静な行動をとってもらうため、必要な情報提供を行う。

②事業所等の帰宅困難者対策の支援

災害時帰宅困難者が予想される事業所、学校等における帰宅困難者マニュアル作成を促進し、必要な備蓄や避難方法等の確立を図る。また、関係事業者と連携し、必要な用品、交通手段等の確保に努める。

第3章 応急対策活動

第1節 災害救助法の適用

1. 基本的考え方

大規模災害が発生し、被災者が現に救助を要する状態にある場合、全・半壊住宅の数の把握ができなくても、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を知事に要請し、法の規定に基づく救助の実施を求める。

2. 業務内容

①実施責任者

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施する。

知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項について市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

②災害救助法の適用

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用は、災害による市域の被害により、知事が適用する。

③適用手続き

市長は、災害の前項の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告するとともに、法適用について協議する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要請しなければならない。

災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による救助を行い、その状況を知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

④職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第2節 被災者の生活支援

1. 基本的考え方

被災者の生活を確立するため、当面の生活場所である指定避難所を運営するとともに、必要な生活物資を提供する。また良好な衛生状態と安全を確保し、被災者の健康を維持するために、保健衛生活動や防犯対策を実施する。また避難の長期化に対応して被災者の自主的運営を促進することとし、運営のための組織づくりを行い、良好な生活環境の確保を図る。

2. 業務内容

①指定避難所の運営

指定避難所については、施設管理者の協力を得て、住民組織の自主的な活動により行うことを基本とし、避難行動要支援者への配慮や相談窓口の設置等を踏まえた避難所運営マニュアルに基づき、円滑な管理・運営を進め、地域全体の情報、物資等の配給拠点とする。

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、避難者の健康状態、ごみ処理状況等、指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずる。また、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、多様な視点に立って配慮するものとする。とりわけ女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理を進める。

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有する。

②緊急物資の確保と配分

災害による家屋の倒壊、焼失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民、指定避難所等の避難者、自宅やテント等で生活する避難者等に対して、必要な物資の供給を行う。

上水道施設の損壊等により飲料水、炊事用水、その他生活に必要な水の供給が停止した場合には、市、府及び大阪広域水道企業団は相互に協力して、被災状況に応じた速やかな応急給水を実施する。大阪広域水道企業団は市の給水活動が円滑に実施されるよう、大阪広域水道企業団の給水拠点の活用、給水用資機材調達の総合調整及び給水活動に関する情報提供等、必要な措置を講ずる。

指定避難所を食料等物資の配給拠点とし、指定避難所に収容された者や、住家が被害を受けたため炊事が不可能な者等、食料を得ることが困難な者に対して食料供給を実施する。食料の供給にあたっては、発災後適切な時期において、食料需要を把握し、市備蓄量、流通業者等からの調達可能量の確認を行い、不足が生ずる場合は他市町村及び府に対して応援を要請する。また、住家損壊等により家財を失うだけでなく、道路の損壊やライフライン機能の停止等による生活必需品の配給機能の麻痺が想定されるため、被害状況を踏まえ、必要に応じて被災者に対し生活必需品の供給又は貸与を実施する。生活必需品の供給にあっても、発災後適切な時期において、物資需要を把握し、市備蓄量、流通業者等からの調達可能量の確認を行い、不足が生ずる場合は他市町村及び府に対して応援を要請する。

③保健衛生活動

被災地での衛生環境の確保、感染症の未然防止・拡大防止を図るため、防疫班を適宜編成し、府の指導、指示により、被災地・指定避難所の衛生確保や、感染症の疑いのある患者の早期発見等、必要な措置を講ずる。なお、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

また、被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施し、活動の実施にあたっては要配慮者への十分な配慮を行うものとする。

さらに、指定避難所での感染症及び食中毒の発生を予防するために、衛生管理に努め、また必要に応じて入浴施設を確保する。

市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

④物価の安定及び物資の安定供給

被災地の物価の安定と必要物資の安定供給により生活維持を図るため、買占め、売惜しみが生じないように、生活必需品等の物価の監視と商業施設の営業状況の把握を進める。

⑤防犯対策

市内の安全を確保するため、犯罪に関する情報を市民に広報するとともに、市民による自警活動等を促進する。

⑥愛玩動物の収容対策

飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。

また、応急避難の際に放置された愛玩動物など被災動物に対しては、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、府、関係機関との連携のもと、保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

第3節 応急仮設住宅等の確保

1. 基本的考え方

市は、家屋・住家の被害状況を把握し、応急仮設住宅の供給、被災住宅の応急修理等を行う。

2. 業務内容

①住宅対策の順序

市及び府は、災害直後直ちに、指定避難所の設置による被災者の応急収容、空き家の斡旋、応急仮設住宅の建設供与、住宅の応急修理及び障害物の除去等の応急対策を行いながら、できるだけ早く災害復興住宅の復興融資、災害公営住宅等の建設・既設公営住宅等の復旧、民間住宅の復興に対する支援等による住宅対策を行う。

②住宅の確保

市及び府は、被災者の住宅を確保するため、建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。

また、建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。

③応急仮設住宅の運営管理

市及び府は各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅におけるバリアフリー化、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、応急仮設住宅における愛玩動物の受け入れに配慮する。

要配慮者については、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への移動にあたって十分配慮することとする。とりわけ指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制を充実し、応急仮設住宅への優先入居を進め、高齢者、障がい者にも配慮した応急仮設住宅の設置を行う。

④被災住宅の応急修理

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない被災住宅について、応急対策等必要な措置を講ずる。

⑤住居障害物の除去

市は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対しては、府が障害物の除去を行い、市は、府からの委任があった場合に除去を行う。

障害物の除去に際し、体制に不足があった場合、府に要員の派遣や機械器具の調達・あっせん等を要

請する。

⑥被災建築物に対する指導・相談

市及び府は、倒壊のおそれのある建築物（工事中の建築物を含む）及び外壁等の脱落等のおそれがある屋外取り付け物等の災害防止に関する相談・指導を行うとともに、これらの事故防止のための住民に対する広報を実施する。また、被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、建築士等の協力を求め、必要に応じ相談窓口を設置する。

市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

第4節 応急教育等対策

1. 基本的考え方

施設の管理責任者は、幼稚園や小中学校及び保育所等の乳幼児・児童・生徒（児童・生徒等という）の安全を確保するため、休校園等の措置や安否確認とともに、速やかに施設の再開に向けた措置を行う。また社会教育施設等の応急対策を行う。

2. 業務内容

① 応急教育等の実施

施設の管理責任者は、災害発生時には児童・生徒等の安全確保及び応急教育等の実施を図る。

児童・生徒等が施設にいる間に災害が発生した場合は、その安全確保に全力をあげて取り組むとともに、児童・生徒等の安否、被災状況等を把握し、集団避難の必要性や保護者への引渡しの安全性を判断し、速やかに関係部署に報告する。

保護者への引渡しの安全性や登下校路の安全が確認された場合は、施設の防災組織の指示に従い、保護者への引取りの連絡、教職員の引率による集団・臨時下校等の適切な措置を講ずる。

夜間・休日等に災害が発生した時は、教職員は災害状況に応じ予め定める基準に基づき所属の施設に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急教育等の実施及び施設管理のための体制の確立を進める。

災害により通常の保育・授業等が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員、児童・生徒等及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、市及び関係部署が協議し、応急教育等を実施する。

② 施設の応急対策

施設の管理責任者は、被災後、被害状況を速やかに調査し、速やかに連絡報告する。また災害後、速やかに施設の応急復旧を行い、平常保育・授業の実施体制を整える。

学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努め、また、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

③ 給食の措置

施設の管理責任者は、災害を受けるおそれが解消したときは、施設の再開にあわせ速やかに給食が実施できるよう措置する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

④ 就学援助に関する措置

学校園では、被災により就学が困難になった園児・児童・生徒に対し、就学援助費の支給や学用品の支給等、就学援助を実施する。

⑤ 児童・生徒等の健康管理等

施設の管理責任者は、被害の状況を勘案し、平素の保健管理、安全指導を強化する。

被災地域の児童・生徒等に対して、大阪府岸和田保健所、学校医等と緊密な連絡をとり、臨時健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置を講ずる。また子ども家庭センター等専門機関との連携を図りながら、健康の保持、心のケア等を進める。

⑥社会教育施設等の応急対策

施設利用者の来館時にあつては、施設で開催されている事業等を中止し、施設内における人命の安全を確保する。予め定めた避難に関する要領等に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。また、施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講ずる。

第5節 避難行動要支援者への支援

1. 基本的考え方

避難行動要支援者への安否確認や避難誘導等を実施するとともに、避難行動要支援者のうち、一般の避難所での生活が困難な者についてはその生活に配慮した福祉避難所へ移送する等、避難行動要支援者が被災後にも安心して避難生活を送れるように支援を行う。

2. 業務内容

①避難行動要支援者の被災状況の把握等

＜避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握＞

市は、発災時等においては、災害対策本部内に避難行動要支援者支援班を設置する。避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援等関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報の伝達や安否確認・避難誘導、指定避難所における支援等を実施する。

市は、社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

②被災した避難行動要支援者への支援活動

＜福祉サービスの継続的提供＞

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、関係機関やサービス事業所と協力し、適切な福祉サービスを確保、継続できるように努め、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、市及び府は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケアに努める。

＜避難行動要支援者の施設への緊急入所等＞

市は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者について、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所の支援を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

③広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を府に連絡し、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援等、介護職員等の福祉関係職員の派遣や他の地域の社会福祉施設等への入所の受け入れを要請する。

④要配慮者への配慮

災害応急対策編

市は、高齢者、障がい者（児）のほか、難病患者、在日外国人、訪日外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対して、災害時における安全を確保するため、情報提供、避難誘導、及びその他の必要な支援に努める。

第6節 ボランティアの受け入れ

1. 基本的考え方

災害ボランティアセンターの設置やボランティアの活動拠点の確保等、ボランティアの受け入れに必要な対策を速やかに実施する。

2. 業務内容

①市民による共助と民間団体等への協力依頼

災害発生時に応急対策を実施するにあたり、市職員のみでは十分に対応できない場合は、防災福祉コミュニティ・市民団体等への協力を依頼する。

②ボランティアの受け入れ

府域で大規模な災害が発生した場合に、被災地等において円滑にボランティアが活動できるように、活動環境の整備を図ることを目的とする府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、受け入れ体制や情報提供等の活動支援に関する取り組みを実施する。また、災害時に設けるボランティア受付窓口を開設する。

大規模な災害が発生し、ボランティア活動による支援を要すると認めたときは、被災地等に設置する「災害ボランティアセンター」を開設して、活動に必要な場所、情報及び運営に必要な資機材を確保する。

第7節 国内外からの支援の受け入れ

1. 基本的考え方

当該災害に対して、現有する災害対応力では対処できないと判断した場合、国内外からの広域応援を要請し、また広域応援を受け入れる際に必要な準備を進める。

2. 業務内容

①国内からの支援の受け入れ

相互応援協定等を締結した市町村及び団体等に対して、協定に基づき概略を説明するとともに、広域応援を要請する。また、広域応援を受け入れる際に必要な準備を行う。

②海外からの支援の受け入れ

市、府をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受け入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

府は国と十分な連絡調整を図りながら、市と連携し、あらかじめ国に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

市及び府は、受け入れにあたって極力自力で活動するように要請するが、必要に応じて案内者、活動拠点等の確保を行う。また、支援内容、被災地ニーズと受け入れ体制等を確認の上、受け入れ準備を行う。

第8節 廃棄物処理対策

1. 基本的考え方

災害により発生した膨大な廃棄物を迅速に処理するとともに、衛生的な生活環境を確保する。

2. 業務内容

①一般ごみ処理対策

指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込みとごみ処理施設の被害状況及び復旧見込みを把握するとともに、ごみ処理施設の補修等に必要な資機材の確保を行う。一部事務組合である岸和田市貝塚市清掃施設組合に確保するよう要請する。

被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域からごみの収集・運搬を行う。被害が甚大な場合は、府及び隣接市町、関係団体に応援を要請して実施する。

大規模災害により、ごみ処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの臨時集積所を指定し、そこへの運搬を行う。なお、臨時集積場については定期的な消毒を実施する。

市民の協力を得ながら、ごみの分別収集を実施し、円滑な収集・搬送・処理を行う。

②し尿処理対策

し尿処理施設及び上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを把握し、これを踏まえて、被災地域におけるし尿の汲取り処理見込み量及び災害状況に応じて、仮設トイレの必要数を把握し、衛生状態を確保できる仮設トイレを手配・調達する。また、浸水等が発生した地域では迅速な応急汲取りを実施する。

現有体制で対応できない場合は、民間事業者に協力を要請するほか、「し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定」に基づき、府、近隣市町等に応援を要請実施する。

③災害廃棄物等処理対策

倒壊した家屋や転倒落下、浸水等により災害廃棄物等となった障害物については、その種類・発生量を把握し、選別・保管・焼却等のために、適切に衛生状態を保持して長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、最終処分までの処理ルートを確認する。また、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・処理し、災害廃棄物等の適正な分別処理を行う。その際、木材やコンクリート等は、可能な限り再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。また、必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

災害廃棄物等処理については、市は協定に基づき府に協力を要請する。また府域での災害廃棄物等処理が困難である場合は、広域的な処理ルートを確認するため、関西広域連合、他の府県や国に対して応援を要請する。

④死亡動物の収容対策

災害応急対策編

災害で死亡放置された動物は、長期にわたって放置されることのないよう収容処理する。

第9節 ライフラインの応急対策

1. 基本的考え方

災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

2. 業務内容

①上水道施設

災害発生後、上水道施設の被害状況を早急に調査し、浄配水施設においては機能を維持できるよう必要な応急処置を講じ、飲料水の確保に努め、配水管路は被害の拡大が予想される場合は、直ちに管路の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて関係機関及び付近住民に通報し、応急給水を実施する。

上水道施設に関する被害の範囲・規模を把握し、施設の復旧見通しや応急復旧体制の確立を進めながら、被害状況、供給状況、復旧状況と復旧見通しを関係機関へ連絡するとともに、市民への広報を行う。

災害の規模によって、給水工事業者等の協力を得ても、なお応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、日本水道協会大阪府支部・府・大阪広域水道企業団に支援を要請し、協定や要請に基づき、他の事業者等からの応援を受け入れる。

応急復旧にあたっては、浄水・受水施設の復旧を最優先するものとし、浄受配水施設等の復旧活動を速やかに行う。また、管路は資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施するとともに、配水管等の復旧及び通水を実施する。

②下水道施設

市は、災害の発生時において、下水道の構造等を勘案して、速やかに巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置並びに公共下水道機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて関係機関及び付近住民に通報する。

下水道施設の被害状況、復旧状況と復旧見通しを関係機関へ連絡するとともに、生活水の節水及び排水の自粛に努めるよう市民への広報を行い、周知する。

市で保有している資機材等で不足する場合は、他の市町、業者等から調達する。市で調達が困難な場合は、必要に応じて府に資機材等の調達を要請する。

応急復旧にあたっては、復旧の難易度を勘案しながら、緊急性、重要性の高いものから復旧を行うものとし、処理場が運転停止した場合は、施設機器の調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。また管渠については、流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水等、二次災害発生の防止を最優先として復旧を行う。

③電力供給施設

災害発生後被害を早急に調査し、感電事故、漏電火災等、二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市と関係機関の通報及び付近住民への広報を行う。

被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給、応援を要請し、被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意等について、広報活動を行うとともに、被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。

④ガス供給施設

災害発生後被害を早急に調査し、都市ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合には、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、直ちに市と関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行うこととし、単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

応急復旧にあたっては、二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報するとともに、被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達し、住民に広報する。

⑤電気通信施設

災害発生後被害を早急に調査し、災害に際して適切な措置により通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を進め、市と関係機関への通報を行う。災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置を進める。

被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義とし、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

応急復旧にあたっては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行う。

第10節 農林水産関係の応急対策

1. 基本的考え方

農業協同組合、森林組合、林業活性化協議会、漁業協同組合等と連携し、迅速に農林水産に関する応急対策を講ずる。

2. 業務内容

①農作物対策

農業協同組合と協力して地割れ等により農地、農業用施設及び農作物に被害が生じたときは、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こし等の応急措置の技術指導を行う。府その他関係機関と協力して、病害虫発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病害虫防除指導を行う。

②畜産業対策

畜産関係団体と協力して、家畜管理についての技術指導を行い、必要に応じて家畜伝染病の発生防止や飼料確保等の対策に努める。

③林業対策

森林組合、林業活性化協議会等と協力して被害の把握に努め、土砂崩れ等の二次災害防止の応急対策を行うとともに、倒木に対する措置等の技術指導に努める。

④水産業対策

漁業協同組合等と協力して、漁船や水産施設等の被害の把握に努める。

第 1 1 節 災害警備

1. 基本的考え方

大規模災害が発生した場合において、流言飛語や社会的な混乱を防ぐ等、岸和田警察署と連携して社会秩序の維持に努める。

2. 業務内容

①警戒活動

岸和田警察署は、被災地及びその周辺（会場を含む）において、独自にあるいは自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行う等社会的混乱の抑制に努める。

②社会秩序維持のための対策

市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関すること等を、市民に広報するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。また、生活の基盤となる物資や食料等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。

岸和田警察署は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うこととしており、市においても復旧事業等から暴力団排除活動の徹底に協力する。

第4章 事故等災害応急対策

第1節 林野火災等応急対策

1. 基本的考え方

林野火災等が発生するおそれがある場合は的確な火災警戒活動を行い、大規模な林野火災等が発生した場合は、防災関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施する。

2. 業務内容

①火災の警報

大阪管区気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、知事に通報する。知事は市長に伝達する。また市長は知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災警報を発令する。

市防災行政無線、広報車、水防信号等を利用するほか、自主防災組織等の住民組織と連携して周辺住民に警報を周知する。

②市街地火災の応援要請

市（消防本部）は、市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、相互応援協定に基づき、協定締結市町に応援を要請するほか、府知事に応援を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保を進める。

③林野火災

市（消防本部）は、火災の規模等が通報基準に達したとき等には府に対して即報を行い、その後適宜状況を報告する。

市（消防本部）は、林野火災の規模に応じて必要な体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

第2節 市街地災害応急対策

1. 基本的考え方

市街地のガス漏れ事故及び火災等の事故に対処するため、必要な措置及び対策を実施する。なお、人命救助は他の活動に優先して行う。

2. 業務内容

①ガス漏洩事故

市（消防本部）はガス漏洩事故が発生した場合は、消防活動体制の確立を進めながら、事故の発生においては発生箇所及び拡散範囲の推定を行い、必要に応じて警戒区域の設定を行う。また避難経路、方向及び避難先を明示し、危険箇所に要員を配置する等、岸和田警察署等と協力して安全かつ迅速な避難誘導を行うとともに、傷病者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した傷病者の救護搬送措置を行う。

②火災等の対応

市（消防本部）は救助活動体制の確立と出場隊の任務分担及び情報収集・連絡活動を進めながら、排煙等の資機材や消防設備等の活用、浸水・水損対策を踏まえた対応を図る。

市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、警察等に応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。

③中高層建築物、地下街（地階）の管理者等の対応

ガス漏れ、火災等が発生した場合、中高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を市（消防本部）に連絡する。また、市（消防本部）は防災計画書等に基づき市民の避難誘導を行うとともに、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとる等、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

④事故の通報連絡

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報を行う。

第3節 危険物等災害応急対策

1. 基本的考え方

火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめるため、施設の管理者等との緊密な連携により、必要な措置及び対策を実施し、周辺住民に対する危害防止を図る。

2. 業務内容

①危険物、高圧ガス、火薬類災害応急対策

市（消防本部）は、施設の管理者と緊密な連携により、災害の発生防止又は公共の安全の維持のために必要があると認めるときは、施設の使用停止、製造・販売・運搬等の一時禁止等必要な措置の命令及び指導・助言を行う。

市（消防本部）は、施設の管理者及び岸和田警察署等と協力して、災害の拡大を防止するための消防活動、傷病者等の救出、警戒区域の設定、交通規制、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

②毒劇物災害応急対策

市（消防本部）は、施設の管理責任者と緊密な連携により、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、傷病者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

市（消防本部）は、毒劇物施設が災害により被害を受け、毒劇物が飛散漏えいし、地下に浸透、又は下水道に流入し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、府、岸和田警察署等関係機関と協力し、交通規制、緊急避難、広報活動等の必要な措置を行う。

市（消防本部）は、火災等の災害が毒劇物施設におよぶおそれがある場合、施設管理者、岸和田警察署等と協力して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報を行う。

③管理化学物質災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、管理化学物質が流出し、市民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取り扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずるよう指示する。

第4節 危険物流出事故対策

1. 基本的考え方

タンカー及び貯油施設等の事故により大量の油流出や火災が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関との緊密な連携により、その拡大を防止し、被害の軽減を図るための各種対策を実施する。

2. 業務内容

①事故発生情報等の伝達・収集・周知

防災関係機関と緊密な連携により、事故発生及び災害状況等の情報の迅速な把握に努める。

市（消防本部）は、第五管区海上保安本部、岸和田海上保安署及び大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会からの事故発生等の情報を収集し、必要な事項を速やかに関係機関へ伝達する。

防災関係機関は、事故発生及び災害状況等の情報並びに安全措置等について、一般船舶等に対し周知に努める。

市（消防本部）は、広報車、防災行政無線等を活用し、付近住民に対する周知に努め、人命及び施設安全と人心の安定を図る。

②応急対策

本市地先海上においてタンカー等の事故により大量の油流出や火災が発生し、又は発生のおそれがある場合は、オイルフェンスの展張要請、関係機関への出動要請及び海岸線の雨水吐室の閉塞、下水管渠及び河川への流入防止等、必要な措置を講ずる。

市内の貯油施設から大量の油等が地上に流出し、又はそのおそれがある場合は、火災警戒区域の設定、拡散防止及び化学消火剤等の効率的な活用による消火活動等、必要な措置を講ずる。

③事故対策連絡調整本部の設置

市域内の埠頭又は岸壁に係留されたタンカー等の事故のうち、市長が必要と認めたときは、防災関係機関相互間の緊密な連携により、強力かつ円滑に応急対策を実施するため、知事と協議のうえ事故対策連絡調整本部を設置する。

第5節 航空機災害応急対策

1. 基本的考え方

関西国際空港の周辺で航空機の墜落等による災害が発生した場合には、「関西国際空港消防相互応援協定」に基づき、迅速かつ的確な応急対策を実施する

2. 業務内容

①情報通信連絡

市（消防本部）は、関西空港事務所をはじめとする防災関係機関と連絡を密にして、事故発生及び災害状況等の情報の迅速な把握を進める。

②航空機事故対策本部等の設置

市長は、本市付近又は本市域に重大な影響をおよぼすおそれがある地域において航空機事故が発生した場合、必要に応じ「航空機事故対策本部」等を設置し、情報の収集・伝達を行うとともに、迅速な応急対策を講ずる。

市長は、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）内に消火救護・救急医療調整所が設置され、関係職員の派遣要請を受けた場合、速やかに派遣の措置を講ずる。

③応急活動

市長は、被害の軽減を図るため、防災関係機関と相互に連携・協力しながら、応急活動を実施する。

④関西国際空港消防相互応援

市（消防本部）は、航空機事故による緊急事態が発生し、自らの消防力では消火救護活動が著しく困難であると認められる場合、「関西国際空港消防相互応援協定」に基づき、他の協定市町等の消防機関及び新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）に対し応援を要請する。

第6節 その他特殊災害応急対策

1. 基本的考え方

列車事故等の都市特有で不測のその他特殊災害が発生した場合、その災害態様に応じ関係機関と相互に連携して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火、救助・救急、医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。

2. 業務内容

①特殊災害の種類

大規模交通障害（列車事故、自動車事故）、爆発のおそれがある不発弾等の発見、大規模な土木工事災害等、大規模な原子炉施設等に係る災害等がある。

②連絡体制

大規模交通障害等で極めて混乱している状況を発見した者から通報を受けた際には、直ちに府及び岸和田警察署、その他防災関係機関に事故の概要を連絡する。

③応急対策の実施

市長は、特殊災害の状況により災害対策本部及び現地災害対策本部を設置するとともに、府及び防災関係機関の職員及び関係者の派遣を要請する

各担当は、原則として本計画に定める応急対策活動の内容に基づき、必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等必要な応急対策を実施し、市民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止を進める。また、府をはじめ防災関係機関への連絡を強化し、各機関の行う災害対策に積極的に協力する。

特殊災害が広域におよぶ場合は、必要に応じ本計画に定める応援体制等の内容に基づき、隣接市町等と協力体制をとる。

④原子力災害における広域避難の受け入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西2府5県が結集して平成22年に設立された関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」及び関係府県等が定める広域避難計画に基づき、関西圏域全体で被災住民の受け入れを行う。大阪府は滋賀県からの要請を受け、広域避難の受け入れを行うこととし、本市を含む泉南地域は、旧余呉町（現長浜市）の地域からの受け入れを行うこととしている。こうした広域避難が円滑に行われるよう受け入れ体制の整備を図る。

第4編 災害復旧・復興対策編

第1章 災害復旧計画の作成

第1節 災害復旧事業の対象

1. 基本的考え方

災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、府の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設等に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、被災施設の復旧とあわせ再度の災害発生の防止に努める。

2. 業務内容

①災害復旧計画の作成

復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関と十分連絡調整を図り計画を作成する。また、災害復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努めるとともに、復旧完了予定時期の明示に努める。

②災害復旧事業の対象

災害復旧事業の対象として次の事業を実施する。

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・農林水産業施設復旧事業
- ・都市災害復旧事業
- ・上下水道災害復旧事業
- ・住宅災害復旧事業
- ・社会福祉施設災害復旧事業
- ・公立医療施設、病院等災害復旧事業
- ・学校教育施設災害復旧事業
- ・社会教育施設災害復旧事業
- ・復旧上必要な金融その他資金計画
- ・その他の事業

第2節 事業実施に伴う府・国の財政援助等

1. 基本的考え方

災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

2. 業務内容

①法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ・公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- ・土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ・都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫負担する。
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

②激甚災害に係る財源援助措置

- ・次節「激甚災害の指定」に示す。

第3節 激甚災害の指定

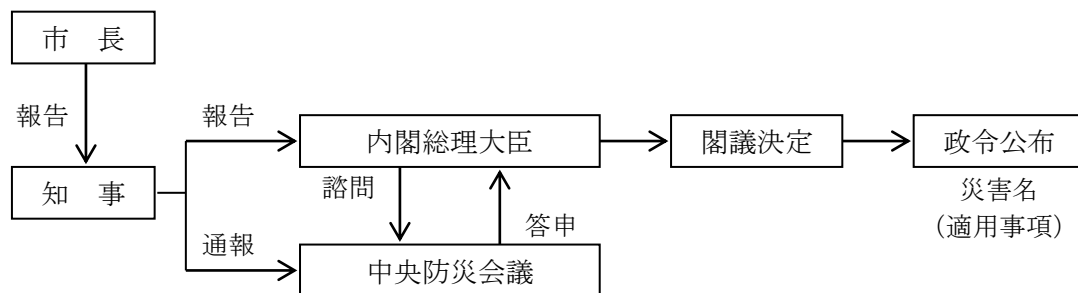
1. 基本的考え方

甚大な被害が発生した場合において、迅速に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

2. 業務内容

①激甚災害の指定手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



②調査報告

本部長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を府知事に報告する。

③特別財政援助の交付に係る手続き

本部長（市長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害に係わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

- ・ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ・ 農林水産業に関する特別の助成
- ・ 中小企業に関する特別の助成
- ・ その他の特別の財政援助及び助成

第2章 被災者等の生活再建支援

第1節 罹災証明の発行

1. 基本的考え方

被災者の生活再建を促進するため、被害調査に基づき、罹災証明書の発行等、必要な措置を講ずる。

2. 業務内容

①被災者台帳の作成

被災状況を調査の上、被災者台帳を整備し、これに被災者につき必要事項を登録する。

②罹災証明書の発行

一般家屋の罹災証明書及び商工業者に関する罹災証明書を、罹災証明書発行申請に対して、被災者台帳により確認のうえ発行するとともに、その旨を罹災証明交付簿に記録する。

被災者台帳により被災状況が確認できないときは、本人の申告により仮罹災証明書（本人の申告があった旨を証明する）を発行する。この場合、調査確認をしたときに、罹災証明書を発行する。

罹災証明書の発行は一回限りとする。やむを得ない理由があるときは、写しに奥書証印のうえ再交付する。

第2節 災害弔慰金等の支給

1. 基本的考え方

災害により被害を受けた者に対して災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するとともに、市要綱の定めるところにより見舞金を支給し、早期立ち直りと生活の安定化を支援する。

2. 業務内容

①災害弔慰金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

支給は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

次の場合、災害弔慰金は支給しない。

- ・ 死亡または障害が、故意又は重大な過失によるものである場合
- ・ 業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金が支給される場合
- ・ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

②災害障害見舞金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

災害障害見舞金は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

③災害見舞金の支給

市は、「岸和田市災害見舞金交付要綱」に基づき、災害見舞金を支給する。

ただし、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となる場合を除く。

④災害遺児見舞金

市は、「岸和田市災害遺児見舞金支給要綱」に基づき、災害遺児見舞金を支給する。

ただし、災害弔慰金の支給対象となる場合を除く。

第3節 災害援助資金等の貸与・被災者生活再建支援金の支給

1. 基本的考え方

災害弔慰金の支給等に関する法令に基づき、災害により被害を受けた者に対する災害援護資金等の貸与や、被災者生活再建支援法に基づき支援金の支給を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を支援する。

2. 業務内容

①災害援護資金の貸付

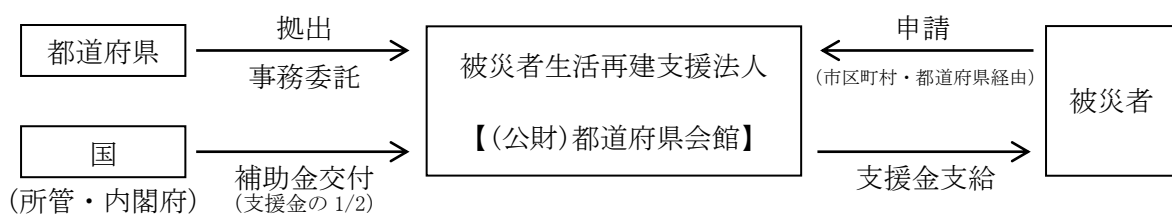
自然災害により市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第26号）の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資する災害援護資金の貸付けを行う。

②生活福祉資金の災害援護資金貸付

府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府社会福祉協議会が、災害援護資金対象者を除く低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金貸付けを、迅速かつ円滑に行われるように必要な措置を講ずる。

③被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援する。



第4節 税の減免及び徴収猶予

1. 基本的考え方

被災した納税義務者等に対し、必要に応じて、税についての期限延長、徴収猶予及び減免を図る等、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を支援する。

2. 業務内容

①税の減免等

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第85条の規定により、被災した納税義務者等に対し、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、市民税等の減免、徴収猶予等を行う。また、国民健康保険制度における医療費負担金の減免、徴収猶予及び保険料の減免、徴収猶予等を行う。

②自立支援

被災者の自立に対する支援措置について広く被災者に広報するとともに、被災地域外へ疎開されている被災者に対しても、広報・連絡体制を構築する。

被災者の自立支援や被災地の復旧・復興対策をきめ細かく進めるため、必要がある場合には、災害復興基金の設立及び活用手法について検討する。

第5節 義援金品受け入れ等

1. 基本的考え方

災害時における義援金品の受け入れと配分の事務を迅速に行う

2. 業務内容

①義援金の受け入れ

銀行振込等送られてくる義援金を受け入れるため、ゆうちょ銀行、郵便局、金融機関等と調整し、受け入れ専用口座を開設するとともに、現金等で持参された義援金の受け入れのための窓口を開設する。また、義援金の振込や送金方法等受け入れに関する情報を庁内に通知するとともに、広報媒体を通じて外部に広報を行う。

②義援金の配分

義援金の申請書・義援金台帳等必要書類を作成するとともに、市民からの相談等に対応するため、相談窓口と専用電話を設置する。また、義援金配分に伴う事務量を判断し、場所及び必要人員の確保を図り、義援金の配分事務を行う。

義援金ごとに日々の義援金配分状況を集計し、会計及び金融機関に報告するとともに、資金の手当てを行い、義援金台帳及び配分状況をデータ化し、電算管理を行う。

③災害義援金募集組織との連絡

災害義援金募集組織への参加及び配分原資に関することについての相互の連絡体制を整え、配分事務に支障をきたさないよう調整する。

④物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

府は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、市町村と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

府及び市町村は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第6節 住宅の確保

1. 基本的考え方

関係機関と連携し、災害により住まいを失った世帯の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

2. 業務内容

①住宅相談窓口の設置

府が開設する相談窓口と連携する住宅相談窓口を設置し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等、市民からの相談に応ずる。

②住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状にあった住宅確保を行う。

③公共住宅の供給促進

府及び民間、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら住宅の供給促進を図る。

④災害復興住宅資金の貸付

府と協力・連携して、住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に基づき行う被災者向け低利融資制度の適用が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

⑤大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の居住、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成25年法律第61号）の適用申請を行う。

第7節 商工業関係支援

1. 基本的考え方

災害により被害を受けた商工業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられた場合、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な周知を積極的に行う。

2. 業務内容

①資金需要の把握・調査

府が行う中小企業関係の被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

②資金の融資

府及び金融機関が行う災害等対策資金等の融資に協力し、被災した中小企業の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定を図る。

岸和田市中小企業サポート融資制度に対する信用保証料の補給及び利子補給制度等を活用し、被災した中小企業の再建を支援する。

③中小企業者に対する周知

商工会議所やその他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付、府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資、商工組合中央金庫が行う特別利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

第8節 農林漁業関係支援

1. 基本的考え方

災害により被害を受けた農林漁業者又は組合等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定化を図るため、国・府が行う災害復旧に関する融資制度等について広報するとともに、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等の協力を得て、被災した農林漁業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。

2. 業務内容

①資金需要の把握・調査

府が行う農林漁業関係者等に対する被害状況の調査及び資金需要の把握について協力する。

②資金の融資

農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等の協力を得て、府と協力・連携して被災した農林漁業関係者に対する資金の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

天災融資資金、農林水産業資金、府農林漁業経営安定資金をはじめ農林漁業資金利子補給制度等を活用し、被災した農林漁業関係者の施設の復旧及び経営の維持安定を図る。

③農林漁業関係者に対する周知

農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等その他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付等について、農林漁業関係者に周知する。

第9節 文化財対策

1. 基本的考え方

災害による文化財の被害をできるかぎり食い止めるため、被害状況の把握と被害の拡大防止を進める。

2. 業務内容

災害発生後、市内の文化財の被害について調査し、その状況把握に努める。指定・登録文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果について市教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。

被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、また必要に応じて府教育委員会に応援要請を行う等、被害の拡大防止と文化財の保護を進める。

第3章 復興の基本方針

第1節 災害復興計画の策定と復興対策

1. 基本的考え方

災害後、被災者の生活再建や施設の復旧等の災害復旧に取り組みつつ、災害による被害が甚大である場合には、従前の都市に復旧するだけでなく、都市の発展を展望し、市民が暮らしやすく、安心して住めることができるように、速やかに災害復興に取り組む。そのうち、都市の復興に関するものについては、「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」（大阪府）に基づき、応急・復旧活動と並行して、被災直後から取り組む必要がある。

2. 業務内容

①復興にむけた体制

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

②復興基本方針

市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」第10条に基づく復興計画を定める。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」等、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

③復興計画の策定

市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標等復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

- ・復興計画の区域
- ・復興計画の目標
- ・被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針
その他復興に関して基本となるべき事項
- ・復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- ・復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- ・復興計画の期間
- ・その他復興事業の実施に関し必要な事項

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対策

第1章 総則

第1節 目的

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条では、内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があるとき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、地震防災対策強化地域内の居住者等に対して警戒態勢をとるべき旨を公示する等の措置を講ずるものとしている。

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられた際に伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じ、市民の生命、身体、財産等の安全を確保することを目的とする。

第2節 基本方針

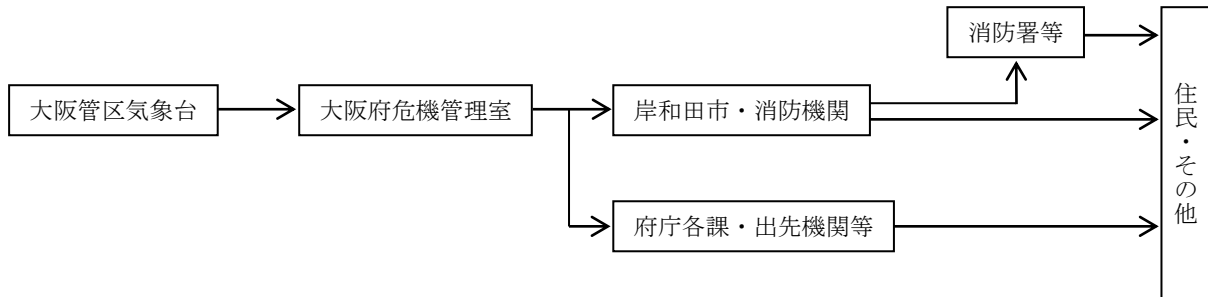
本市は、東海地震が発生したとしても地震防災対策強化地域外であることから、警戒宣言が発せられた際における対策は、警戒態勢を確立して災害に備えることと、市民生活及び社会生活に混乱を来たさないよう、地震関連情報の収集と広報に努めることに重点を置く。

- 1 警戒宣言が発せられた際においても、日常の生活並びに都市機能は平常どおりに確保する。
- 2 東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じ、かつ、警戒宣言に伴う社会的混乱の防止に努めることにより、市民の生命・身体・財産等の安全を確保する。
- 3 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定める。なお、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、早期に準備態勢を整える。
- 4 市民や事業所に対しては、警戒宣言が発せられた際の対処に関して、広報活動及び行政指導により周知徹底し、全面的な協力を求める。
- 5 東海地震と東南海・南海地震が同時または連続して発生するおそれもあるため、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置を講ずる。
- 6 災害予防対策及び災害応急対策は、それぞれ本編第2編 災害予防対策編及び第3編 災害応急対策編に準ずるものとする。

第2章 東海地震注意情報が発令された時の措置

市及び防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言の発令に備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

1. 東海地震注意情報の伝達



2. 庁内における伝達事項

庁内においては、頻繁に提供される情報を的確に把握して、逐次この情報を迅速に伝達するとともに、速やかに必要な態勢に移行する。

東海地震注意情報について府から伝達を受けた場合、次の事項を市長に速やかに報告するとともに各部署に伝達する。

- ①東海地震注意情報の内容
- ②その他必要な事項

3. 東海地震注意情報発表時の態勢

- ①災害初動対策室を設置し、準備態勢をとる。
- ②社会混乱を防止するための広報準備を行う。

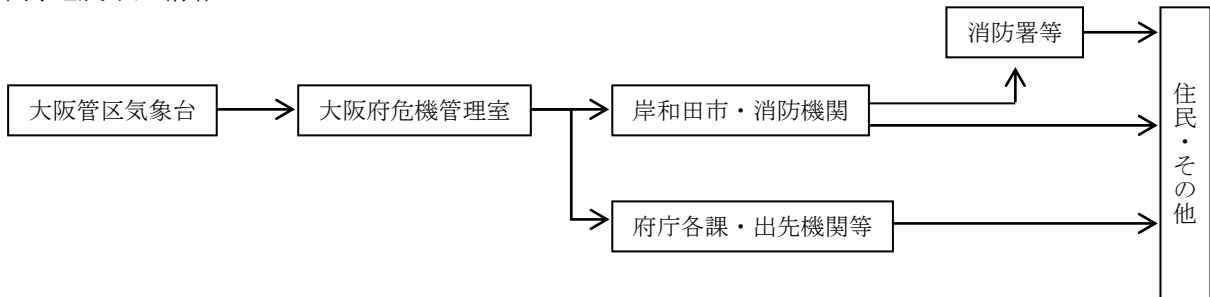
第3章 警戒宣言発令時の対応措置

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進める。

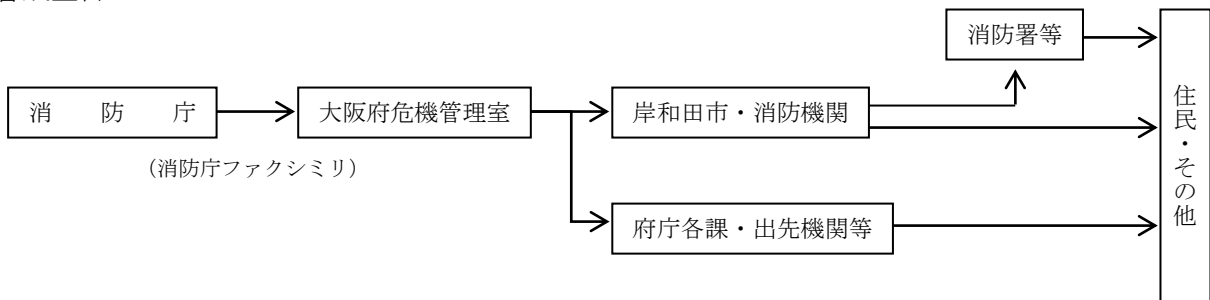
1. 東海地震予知情報等の伝達

市及び府は、東海地震予知情報の発表があったときや警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民等に伝達する。

①東海地震予知情報



②警戒宣言



2. 庁内における伝達事項

庁内においては、頻繁に提供される情報を的確に把握して、逐次この情報を迅速に伝達するとともに、速やかに必要な態勢に移行する。

東海地震予知情報が発表されたとき、警戒宣言が発せられたときで、府から伝達を受けた場合、次の事項を市長に速やかに報告するとともに各部署に伝達する。

- ①東海地震予知情報
- ②警戒宣言
- ③警戒解除宣言
- ④その他必要な事項

3. 東海地震予知情報が発表されたときや警戒宣言が発せられたときの態勢

- ①災害初動対策室及びその他指示する部署による警戒態勢をとる。
- ②社会混乱を防止するための広報を行う。

第4章 警戒態勢

東海地震による災害が発生する場合を想定して、応急対策を迅速に実施できる態勢を整えるとともに、未だ経験したことのない警戒宣言の意味合いと地震への備えとを広報して、社会の安定化を図ることを重視する。

1. 態勢の整備

警戒宣言が発せられたとしても、市内では実際問題として地震災害が発生しているのではなく、東海地震による災害の発生が予想されるのであって、このような事態に適切に対処しなければならない。

したがって、突発する地震の場合と同様に、関係職員の配備を行い、準備又は警戒態勢を確立し、必要に応じて本部を設置する。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続発生するおそれもあるため、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、準備態勢又は警戒態勢を継続するものとする。

2. 活動内容

①組織動員配備体制の確立

震度予想を踏まえ、地域の実状に応じて必要な組織体制と動員配備を行う。

②出場の準備

消防・水防関係者等の警戒態勢下の配備要員は、地震災害発生に備えて出場準備を整えるとともに、応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量、保管場所を確認し応急対応に備える。

警戒態勢の配備要員以外の職員は、退庁後の勤務時間外も所在地及び連絡方法を明らかにし動員に備える。

③危険箇所対策

- ・地震時において土砂災害等が予想される危険箇所については、巡視点検を行う。
- ・特に危険が予想される地区の住民の避難については、岸和田警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前に避難を促す。

④多数の者を収容する施設対策

市は、学校、医療機関、社会福祉施設、大規模店舗等多数の者を収容する施設の管理者に、警戒宣言が発せられたことの情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置について指導する。

第5章 市民・事業所に対する広報

警戒宣言が発せられたとき、市は、市民・事業所等に対して、家庭や職場において自ら必要な防災措置を講ずるとともに、市が行う防災活動に協力するよう広報する。

1. 広報の内容

東海地震が発生しても、本市における被害は激甚なものにはならないと予想されるため、冷静に行動することを徹底させる。

- ①警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- ②出火防止、危険防止、発災時の対応等、市民・事業所のとるべき措置
- ③自主防災組織等の防災体制準備の呼びかけ
- ④流言防止への配慮
- ⑤避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- ⑥防災関係機関が行う防災活動への協力

2. 広報の手段

- ①テレビ・ラジオ等マスメディアによる広報
- ②市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等を活用した広報
- ③町会、自治会等の協力による広報
- ④広報にあたっては避難行動要支援者に配慮する。

岸和田市地域防災計画
本編

令和5年 月 改定

編集発行

岸和田市防災会議

岸和田市危機管理部危機管理課

〒596-8510

岸和田市岸城町7番1号

電話 072-423-2121 (代表)
